

自治研報 かながわ

1981

5

No. 42 記録集 シンポジウム「自治体革新の新段階をめざして」



神奈川県地方自治研究センター

も く じ ◆◆◆ CONTENTS

記録集 シンポジウム「自治体革新の新段階をめざして」

来賓のことば

神奈川県知事 長洲一二	2
川崎市長 伊藤三郎	4
藤沢市長 葉山峻	6
基調報告 自治体革新の新段階	8
北海道道政調査会常務理事 山内敏雄	

問題提起1

革新自治体の現状と課題

地方自治センター事務局長 大島明守	17
-------------------------	----

問題提起2

自治体革新にむけた労働者の任務と役割

自治労本部副委員長 若林清太郎	20
-----------------------	----

問題提起3

革新自治体の総括と今後の展望

関東学院大学教授 鳴海正泰	23
---------------------	----

問題提起4

都市における政策課題と対応

高槻市企画財政部参事 鈴木実	27
----------------------	----

討 論

全国各地からの実践報告および討論	31
釧路市(前企画室長) 富永 巖	32
仙台市職労委員長 亀岡義昭	33
高槻市地方自治研究センター 福岡恭雄	34
三鷹市会議員 浜ゆずる	36
秦野市社会党総支部委員長 諸星充司	37
川崎市職労委員長 大園房雄	38
さがみ市民生活会議 家坂哲男	39

司会者のまとめ

中央大学教授 横山桂次	43
-------------------	----

シンポジウムを終えて 自治研センター事務局	44
-----------------------------	----

編集後記	45
------------	----

公開シンポジウム

自治体革新の新段階をめざして

と き ●1981年1月31日(土)午後1時→5時

ところ ●神奈川県民ホール大会議室

主催 北海道地方自治研究所
神奈川県地方自治研究センター

後援 地方自治センター(全国革新市長会事務局)
神奈川県地方労働組合評議会

主催・後援団体代表あいさつ

神奈川県評事局長
布川昇

きょうは全国各地からこの横浜に、それぞれ各地方において革新自治体を支え、担い、活動しております皆さんにお集まりをいただきまして、全国各地の状況を交流しながら新しい革新自治体の発展を旨とするための集まりを持つことができました。大変ありがとうございます。

この神奈川では、年明け早々に、神奈川県北部の方に位置している相模原市で市長選挙が行われました。それから現在は、神奈川県の西部にあります小田原市において首長選挙が闘われております。しかしこの中で、残念ながら私どもがこの県内の主要な都市である相模原、小田原の両市に、新しい自治体の選挙を闘う候補者を擁立することができませんでした。大変この問題について深刻な反省と分析をいたしているところであります。

御存知のように、1960年代から70年代にかけて、全国的な革新自治体の波が、全国的に新しい革新自治体を目指す運動と結合して生まれてま

いりましたけれども、この神奈川の地におきましても、それぞれきょうおみえの川崎市長の伊藤さん、あるいは藤沢市長の葉山さんなどの革新市長を生み出すことができました。



しかし、残念ながらここ5・6年神奈川県下には新しい革新自治体の成立を見ることができません。私どもこうした運動に携わっております運動家としては、その点について大変な反省をしながらも、新しい状況をどう作るのかということについて絶えず苦悶を重ねているわけであります。きょうお集まりの皆さんは、それぞれの場所、地域におきましてその点についてそれぞれの御意見やお考えをお持ちの方であろうと存じます。どうかきょうの機会を通しまして、このシンポジウムがそれぞれの地方自治体の革新運動にとって、あるいは革新の新しい地平の開拓にとって意義のある集会にさせていただきますようお願い申し上げながら、大変簡潔でございますが、一言ごあいさつにいたします。

来 賓 の こ と ば

「革新側が新しい争点の提起を」

神奈川県知事
長 洲 一 二

まず、このシンポジウムを開催してくださいました本県の自治研センターと北海道の自治研究所の皆さんに心から敬意を表したいと思います。また、全国からお集まりの皆さん、よくこの神奈川県にお越しくださいました。また会場も県民ホールを使っただきまして家主として心からお礼を申し上げます（笑い）。まことに光栄でございます。わが県民ホールの会議室から自治体革新の新段階が始まるようございまして、まことに私としてもうれしゅうございます。ぜひ皆様の御討論を拝聴して勉強したいわけでございますが、こういう稼業でございますので、これからすぐまた別の会場に行かなければなりません。御無礼の段心からおわびを申し上げます。本県の方も大ぜい参加していらっしゃいますので、後ほどこの成果は十分学ばさせていただきます、私も神奈川県政の中に生かす決意でございます。どうぞ皆様、御成功をお祈り申し上げます。

せっかくの機会でございますからごく簡単に私なりの感想を申し述べさせていただきます。

私もすでに早いものではほぼ満6年知事生活をいたしております。正直のところ毎日必死の思いでございます。私としてはいわゆる革新自治体が退潮期にあると人にも言われますが、こういう時期に1人でがんばっているわけでございます。藤沢の葉山市長も、伊藤市長もおられますから心強いわけでございますけれども、それなりにしっかりしないと革新自治体退潮の上塗りをやるようなことになっては申しわけないと考えております。

私は、率直に言って飛鳥田さんと、当時の美濃部知事の御推奨もちょうだいいたしました。私と

しては飛鳥田さん、美濃部さんの歴史的な偉業を自分で引き継いでいかなければならないと当時も決意し、いまもその決意は変わりません。美濃部さん、飛鳥田さんの仕事はいろいろな評価があるかと思いますが、公害とか福祉という問題で、さらには民主主義というものを手で触れる形に活性化してみせる、こういう点で大きな、歴史的な事業をなさったと私は評価いたしております。これをどう受け継ぐかでございます。

同時に、飛鳥田さん、美濃部さんが代表する革新自治体の公害なり福祉なり、そういう政策と仕事の勝利によって、したがってまた美濃部、飛鳥田時代の革新自治体の第1段階は使命を終えた、こう私なりに理解しております。これをどう引き継ぎながら、この表題にありますように、新段階としての第2の段階を切り開くか、私自身に課せられた重い責任でございます。ぜひ皆さんのお知恵をおかりいたしたいと思います。

私は、県政の中でいろいろな知恵をしばりまして、何とかして新しいフロンティアを開きたいと考えております。新しい争点をこちらから提起したい。そしてわれわれの提起した土俵で保守とも国とも格闘してみたいと考えます。私たちの先輩も新しい問題点を出し、新しい土俵を設定してそこに大ぜい乗せて、そこで格闘してきたわけでございます。象徴的に言えばオイル・ショック以降世界は変わってきており、日本の社会も大変変わってきていると思います。私は知事になりましたから文字どおり膚を通じて日々刻々わが県民の、国民の問題意識なり、価値観なりが変わっていくことを痛切に感じっております。私は、もし革新とみずから看板をかけるならば絶えずそうした新しい動きに新しい土俵を設定し、新しい論点を提起できなければ革新ではないと思います。いかにパンフレットできれいに書かれている理論を振りかざしましても、時代の、歴史の流れの動向を一步先取りする問題提起を、国民の関心をつ

なぎとめるだけの問題を提起できなければ、それは革新の名に値しない、こう考えます。

神奈川県はまだまだ不十分ですけれども、福祉の問題につきましても新しい考え方を提起いたしております。また自治体なりの国際交流の活動についても新たな取り組みをいたしております。さらに情報公開とか、文化行政といった面でも新しい土俵を設定したいと考えております。これから意欲的に取り組みたいと思いますことは、産業政策でございます。やはり産業、経済というものに対して責任ある整合的な、体系的な政策提起ができなければ、私は権力を担う資格はないと考えております。それら全体をひっくるめまして私なりの問題提起でございますが、「地方の時代」という考え方を提起させていただいたわけでございます。

私は、政治には一刻の休みもないということ、特に世の中は急激に変わりつつあるということ、そういう変わりつつある世の中にこたえて、民衆の一足先に出られるだけの魅力ある問題設定、issue の提起と土俵の設定をやらなければならない、こう思います。

私どもは80年代というかつてとは大分状況が違うこういう中でどんな問題提起ができるんだろうか、それをやらずに革新自治体の退潮を防ぐことはできない。私は、こう考えるわけでございます。現在の地方自治はある意味で知恵比べの時代でございます。全国いろいろなところでいろいろな方が創意をこらして新しい方向を模索させております。そういう知恵をお互いに交流して新しい論点を提起する、このことのためにこのシンポジウムが大きな成果をおさめられますことを心から期待しているわけでございます。

もう1つは、このところ私の「地方の時代」ということで、昨年の秋以来、全国的にこの種のシンポジウムが開かれました。数年前神奈川で始まりました火が方々に飛びまして、文化行政について兵庫とか、国と地方の行政改革について広島とか、あるいは環境問題について大阪と埼玉、また本県でも情報公開とか、国と市町村の関係とか、あるいはテレビの映像の問題と地方の時代を考える、この2月にはエネルギー問題について静岡で



全国シンポジウムがございます。このように自治体が主催して全国から手弁当で30ないし40の都道府県が集まり、同じくらいの数の市町村の方がお集まりになるということ、これは私は明治以来初めてのことだと思います。

こうした動きの中で、事務レベルでも横に学び合おうという動きは非常に日常的に活発化しているわけでございます。私はそういう点でシンポジウムの花ざかりをしっかりとつかんで互いに横に学び合うこと、知恵を競い合うこと、これこそ私は知事の仕事だと信じているわけでございます。そういう点でも新しい動きがかなり始まっております。ぜひ市町村と県との交流、そして市町村の新しい領域への積極的な取り組みが始まることを心から期待しているわけでございます。

もう1つ、ついでに申し上げたいことは、それは国政への期待でございます。地方が強くなって国政がよくなる、そういう意味では中央包囲論も結構だけれども、中央政権はとれそうもないから身近なところでもまずとっておこう。そして目的は中央だ、地方自治体はそのためのステップであり手段であると考えたらそれは真っ平だ。ことに、もし中央に革新政権ができてしまってもいまままでの動きを見れば機関委任事務はふえ、中央に権限が集中するのではないかと。そうなったら私は再び革新自治体として反中央の運動をやる、こんなようなことも私は大っぴらに言っておったわけでございます。

「地方の時代」は統一地方選挙のときはあらゆる政党がおっしゃってくれました。その後も党の文書には残っております。しかし、どこまで深刻にこの問題を考えてくださっているのか、正直のところいささかこのごろ疑問に思っております。まして革新政党と言われる方々が本当に腹の底か

ら「地方の時代」を日本社会全体の、したがって国政の課題として取り上げてくださっているのか、このことをぜひ、国政の皆さんにもお考えいただきたいと存じます。

残念ながら、私ども革新の退潮と言われる中には諸外国の社会主義についてのイメージダウンが正直のところあるのは否めません。そして事実私どもが見る限り「地方の時代」とか、分権とか、たとえば情報公開とか、こういうことに真剣に取り組んでいる社会主義国はまずございません。スカンジナビア、あるいは西ドイツのような国を除けばでございます。そういう点でも国政段階でも政党の皆さんが日本社会のシステムのあり方としてもっと「地方の時代」ということを考えなければならぬと主張しているわけでございます。そういう意味ではまさに国政の課題だと私は考えており、ぜひ国政段階まで意見が反映することを私は心から期待いたしております。

地方で民主主義が本当に活性化する、そういう根っこの上に初めて国政でも美しい、進歩的な、民主的な花が咲くのだらうと考えます。そういう意味でも私は地方自治は民主主義の学校であるのみならず、民主主義の農場であり、工場である、こう考えたいと思います。ここが貧弱なときは美しい国政の花も咲くはずはない、こんなふうと考えているところでございます。

大変勝手なことをえらそうに申し上げまして心からおわび申し上げます。どうぞ皆さんの御健闘を心からお祈りいたします。

「主権者の立場に立った行政を」

川 崎 市 長
伊 藤 三 郎

日ごろ革新市長会に対しまして大変な御指導、御協力をいただいております、この席をお借りして心からの敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

私ども仕事を通じて今日の自治体革新を考える場合に、もう一度私たちは主権者はだれかということについて問い直してみる必要があると考えて

います。私どもがものを考え、書いてみたり、しゃべってみたりはしていますが、現実に行政に携わっている場合に、団体自治の中身を議論をしたり、その集約化、画一化の問題を、仕事を通じながら1つ1つ具体的に討議をしています。その自分が、住民自治をとすれば、団体自治の方に向いたような姿勢をとりがちであります。これは私自身そうでありますけれども、きょうここに結集されております皆さん方の中で日々の生活者の立場と公務に携わる立場、日本の政治変革を求める組織労働者の立場の中で、主権者としての権能についてもう一度掘り下げてみる必要があるのではないのでしょうか。

これは私のところの話であります、よかった例と悪かった例、2つ申し上げたいと思います。実はきのう、「ねむの木学園」という障害者施設をやっていたらしゃる宮城まり子さんから大変厳しいおしかりを受けたのであります。その原因は、市の職員が「ねむの木学園」にまいりまして、私どもの方から措置してあります3名の子供のうち1名が児童福祉法の年齢20歳を超えましたので、もう一度判定をして、引き続いて措置をお願いをするか、それともどこかに措置変えをするか、その相談に行ったのであります。実は、相談を申し上げたその態度が政府のお仕着せの福祉を体中につけているような態度であるというような話であります。

つまり、彼女にとっては十何年間その子供たちと一緒に家族同様の生活をしている、この子供を、ただ20歳になったからということであらためて判定をする、そして紙にそれを書く、それだけで措置変えをしたり、あるいは家庭に引き戻す、それが真の福祉だろうかという大変長い電話でありました。きょう報告を聞きますと、やはり毎日福祉六法を手にして仕事をしている立場でありますから、どうしても六法が身についた形にして、生涯を福祉にかけているまりちゃんーまりちゃんと私どもは言うておりますが、宮城さんあたりとの話がかみ合わないのであります。かみ合っていない。そうすると向こう側では、やはり国民に君臨しているお役人ではないだろうか、こういうきつい言葉がはね返ってくるわけでありまして。40分ば



かりしかられたわけでありませぬ。

なるほど私自身も、ときおり現在の法律ではどうだとか、こうなっていると、規則ではこうだということをよく口にするのですけれども、もちろん守らなければいけません、その態度なり言葉の端々の中で、ともすれば主権者はだれかということをお忘れがちになる、そんなことがあるわけでありませぬ。

もう1つは、これはほめられた例ですけれども、いまうち（川崎市）から山形に、機械3台と9名の職員が「雪かき」の応援に行っているわけですね。現地調査から帰った報告を聞きますと、その雪かきというのは、機械で大通りをずっとやるのですけれども、大通りから生活道路があってそれぞれの住宅に通じている。生活道路と住宅は市民の皆さん方が手で、スコップを使いながら雪かきをする。そのあとにモーターグレーダーで雪を両側にかき分けてぐっとやってくる。そうすると、せっかくその辺の住宅の人が協力をしながら生活道路の雪かきをしても生活道路と大通りとの接点のところは、機械でかき分けた雪によって山のようになってしまうのです。それをそのままにして機械はどんどん進んでいってしまう。これでは幾ら住宅の人たちが雪かきをしてもたまったものではないわけですね。そこを応援に行った諸君が、生活道路と大通りの接点では、必ず車をとめて雪かきをする。それが大変評判になって、これこそ本当の市民サービスだという声が強かったと、多少自慢めいた話を私にするわけでありませぬ。

私はこの宮城まり子さんの話と雪かきの2つを対置しながら考えたのでありますが、そのどちらが主権者の方に向いた行政か、考えさせられたわけでありませぬ。

大変口幅ったいようでありますけれども、シンポジウムをする場合、あるいは仕事の場合に、住民自治という言葉を使いながらも、具体的に仕事を行う場合に、やはり公務員の場合には官側に、あるいは組織労働者の場合には組織という形につく。たとえばリヤカーを御夫婦で引きながら魚を売っていらっしゃる皆さん方、この皆さん方の心を本当につかんでいるだろうか。つまりもう一度、私たちは守り抜いていこうとする憲法の原点というものを問い直してみる必要があるんじゃないだろうか。

それからもう1つは、いろんな討議やシンポジウムが開かれますけれども、問題は、その討議の成果を、シンポジウムに参加したすべての人が、あすからの生活の中で具体的にどうかすかということですね。つまり行動の指針というものがまとめの段階で明らかにされなければいけない。今日の日本の政治情勢を見るときに、討論のまとめはまとめでりっぱにまとまる。しかしそれが、あすから具体的な行動に結合しなければいけないんじゃないだろうか。討議はこれだけ集まって行く。しかし、まとめができたあとの行動については、さらに何倍かの人が集まって1人1人が誓い合っていく。そして政治変革を勝ち取っていく。こういう休むことのない具体的な行動の展開がない限り、なかなか自治体革新、あるいは政治変革という課題に結びつかないんじゃないだろうか。

たとえば、ことしは国際障害者年であります。障害者の完全参加と平等という活動を通じながら、何を目標にしたらいいたろう。今日の国家権力、軍事力、工業生産力という巨大国家の方向に世界中が進んでいる。日本もおくれてはならないという情勢であります。

この中で人類の平和と福祉と、巨大国家の方向というのは相入れないものだとすることを私たちは知っている。しかし具体的にどう取り組んだらいいだろうか。なかなかむずかしいわけですね。しかし国際障害者年を通じて、障害者の完全参加と平等という課題は人類の不変的な正義の実現であるということに私たちは着目できるはずであります。平和を守る闘いの経験を、私たちはたくさん重ねてきています。したがって不変的な正義の実

現をはかると同時に、そのことが人間の価値をあまねく世界人類の間に打ち立てていく。そして巨大国家の方向に進もうとする国際情勢の中に、平和と福祉という問題を貫いていこうとする。こういう運動こそいま革新の側が盛り上げさせなければならぬ。

と同時に、障害者の問題は、市民の世代全体の共同の事業でなければいけないということをおぼろげながら意識をしながら、行動を通じて市民への啓蒙をはかる必要がある。あるいは、神奈川の自治研センターが授産構想に取り組んでいく。在宅援助なり、施設援助なり、社会援助という形のどれかをひとつ試みにやってみようじゃないかという、そういう形にまとまり得ないのはなぜだろうか。

少なくとも国際障害者年というのは障害者福祉の新たな出発の年であり、そしてここを通じながら、世界的には世紀と世代をかけた人類の事業として、日本の革新の側が先頭にたち保守の政治を揺さぶっていく。これは保守の側でも人間である限り否定できないわけです。その揺さぶっていく大きなうねりがいまの国会を通じてどれだけ野党の代表質問の中で出ているだろうか。そういう意味におけるわれわれの側の行動指針というもの、手だてというものを、いまこそ確立をしなければいけないように思えてならないのです。皆さん方の御指導の中で、まず神奈川から、あるいはどこから、みんなで連帯をし、この問題に取り組んでいきたいと思うのであります。

いま、革新の側は大変厳しい、苦しい情勢でございますけれども、このシンポジウムが私ども首長にも大きな励ましを与えていただけますと同時に、このシンポジウムの成功をお祈りをして一言ごあいさつをいたします。

「地域から民主主義の創造を」

藤 沢 市 長
葉 山 峻

きょう、この神奈川に、自治体革新の新段階を目指して全国からお集まりをいただき、シンポジ

ウムが開かれましたことを、まず心からお祝いを申し上げたいと思います。また、昨年、80年代の最初の日本の市長選挙であります藤沢の市長選挙にあたりまして、県内はもとより全国からの皆さんの力強い御支援のもとに、第3期の藤沢の革新市政を市民の圧倒的な御信任をいただきまして、藤沢の革新のとりでを守り抜くことができました。あらためて心からお礼を申し上げたいと思います。

いろいろ革新自治体をめぐっての厳しい状況が続く中で、ともあれ革新の原点ともいべき昨年の暮の沖縄の那覇市の市長選挙も勝利し、平良さんを再び那覇の革新市政を守り抜くことができました。また、今年冒頭を飾る東京の保谷、また南国土佐の選挙におきましても、まずまず革新の自治体を守り抜くことができたことは、81年の冒頭に当たっての明るいニュースだと思います。われわれが絶えず自治体の自己革新を遂げながら、市民の福祉と、自治の再生に向けて、今年も皆さんとともに元気いっぱいがんばっていきたいという気持ちを新たにす次第であります。

いまちょうど国会が開かれておりました、その中で非常に危険な、厳しい状況へと日本自体が進んでいくことに非常な憂慮を持っているのであります。特に福祉見直しという名のもとにおける福祉の切り捨て、あるいは財政再建を名としての市民サービスを初めとするさまざまな、健康、環境、福祉施策の切り捨てが一方で強引に強行されつつある。しかもそういう中で軍事大国への道、軍備の増強、そして憲法改悪への動きが公然と私たち市民の上に向けられている。そういう中で、私たちが再び戦争への道を許さず、軍拡の道を閉ざして軍縮の方向へ向けていく。そして積極中立と平和を創出していくという平和の課題、つまり、主として憲法第9条をめぐる闘いが、われわれの前にあるわけでありまして。そういう中で日本の民主主義を守り抜いていく。特に地域からの民主主義を創造していく。そういう意味での憲法第8章の地方自治、これを守り発展していくという課題がある意味では今日ほど重要性を帯びてきているときはないと思うわけでありまして。

主権者としての市民の立場に立って、市民本位の姿勢をどのように作り出していくか、この点で

このシンポジウムが本当に実り多い成果が上げられることを心から期待する次第であります。

もう1つ申し上げたいことは、自治を創出していく上での主体の問題、これが非常に重要な点ではなからうか。自治、分権、参加という方向がより徹底していく、こういう場合の主体の問題を一層掘り下げていかなければならないということを感じております。

私は昨年7月に組織改革を行いまして、市の中に自治文化室を設置いたしました。そしてかなり長い展望の中での自治というものをどう作り出していかかという問題にとりくみはじめました。それと同時に、国際的な平和を創出していくためには、国民とか国家という単位ではなく市民の論理、同時に人類という論理をどう組み合わせながら、市民相互の各国の市民外交を通じての平和をどう創出するか、こういう点も1つのテーマでありました。

この2月から新たに地区市民会議という、藤沢方式の構想を打ち出しまして、いま地域に入りつつあるわけです。これは、藤沢30万の人口を11の地区に分け、ひとつの地区の人口は、一番小さい農村地帯で7,000人ぐらいから、2万5,000人から3万ぐらいが最大規模になります。それぞれに地区市民センターがありますが、ことしの新しい新総合計画の見直しにあたって、各地区市民会議に20名以内の運営委員を選出いたしまして、その運営によって市の総合計画の見直しを、市民参加の中で打ち立てていく、という方式をいま打ち出しつつあるところです。

十数年前にイタリアの革新自治体を訪問いたしました。ボロニアを初めとして、ミラノにも、フィレンツェにも、ナポリにもそういう形の動きが、地域評議会という形で生まれておりました。イタリアの場合には、イタリア内務省の長い手がずっと下まで出てきておるわけですが、それに対して、各議会の政党分野別に20名の委員を選出していくという方式がとられているのです。日本での政党化の過程はそこまではいってないのですが、地区市民会議の中でこのように牢固とした重なる年月の中から全体を含めての各地域ごとの、生き生きとした草の根の民主主義を創出していく



という点で、新しくこの問題を取り組んでいきたい。この中にはいろいろな困難な問題もあるわけですが、根底から地域の民主主義の創造というようなことでの取り組みを開始しつつあるところがあります。

もう1つは、やはり各地区ごとの市民の主体は勤労者であり、昨年2月の市長選に際しまして、藤沢市をモデルとして神奈川県評としても勤労者の居住者組織に取り組んで、これを全体にしていきたいと発表されたわけでありました。しかし、まだその作業はなかなか進んでいないわけです。ともあれ職場において非常に戦闘的な労働者の方々も、帰りの電車の中では中道になり、地域になると保守党になるというような形が地域の行動の中にはあるわけです。そういう中で各地域ごとに連帯を深めながら、その地域の中核として働く者が中心的な役割りを果たすようになっていく。この作業は、これから着実に積み重ねていかなければならないのではないかと。そのことなくして本当に根底からの日本の民主主義の創造というものはあり得ないのではないかと感じておるわけでありました。

われわれの前には環境の問題、また新たな都市文化の創造といったような問題も数多くありますけれども、そういうものを含め自治ということをもう一度原点から見詰め直して、その中から新しい再生の方向を歩み出す。そのために本シンポジウムが本当に実り多い成果を上げられることを心から期待申し上げます。

今日は、大分の佐藤市長さんもお見えいただいておまして、全国からの貴重な御体験もそれぞれ伺いながら、私自身もこれから勉強させていただきたいと思っております。

自治体革新の新段階

北海道道政調査会常務理事 山内敏雄

はじめに —権力についていくつかの感想

きょうのシンポジウムは、新しい段階に差しかった自治体革新の運動について前向きの議論をしたいということでございますが、実は、私の話はお手元におしめしたレジュメをとおしてもお気づきになられると思いますが、どうも前向きの議論には役立ちそうもありません。ご承知のように北海道には現在32都市あるんですが、革新自治体を経験しない都市は5つか6つくらいで、ほとんどの都市がかつては革新自治体とよばれた経験をもっています。それがいまではほとんどが後退してしまっているというような段階です。したがって、関心が勢い革新自治体の停滞と混迷を導き出した原因にむけられていってしまいます。

もちろんそのことをはっきりさせるということも、新しい段階にさしかかっている自治体革新の運動にとって大切なことではあります。

しかし、それはある意味で厳しい自己批判をやるということになりますので、そうすると、どうも足踏状態になってそれから先になかなか踏みだしにくいということになります。

私の話も、その経験のなかでのことですので、前向きに議論をしていく上でどれほど有効に役立つか、大変心もとないわけですが、前もっておゆるしをいただいております。

率直に言って、革新自治体におけるたたかいは、先ほど藤沢の市長さんからもお話がありましたように、ことしに入ってから沖縄なり東京の保谷なりで、ある程度の成果をおさめつつあるとはいえ総体としてはふかい停滞と混迷のなかにあるとい

ってよい。だとすれば、それをつきぬけるためには、なぜそうなったのかということはどうしても考えざるを得なくなると思います。

全国革新市長会でも、新しい都市づくり綱領というようなことが考えられ、そこで革新自治体の自己革新が唱導されているのもその一つのあらわれといえましょう。

そのほかいろいろなレベルで、革新自治体がなぜ停滞と混迷の中にあるのかということについてかれこれといたてられています。

しかし、残念なことには、そういった批判や分析の中に、革新自治体もまた権力であるということ、その権力が一体どういうふう働いてきたかということについて立ち入った議論が聞こえてこないということです。そこで私の関心は、革新自治体もまた1つの権力であるとするれば、その権力の形というものをしっかりとらえ直しておかなければ、新しい段階にさしかかった自治体革新運動の有効な処方せんが出てこないのではないかとということにつきあたりました。

1. 革新自治体が問われているもの —問われる厳しい自己省察

(1) その「権力」の質をめぐって

実際問題として権力の質ということになりますと、端的に言って首長の政治資質、あるいはその首長を取り巻いている革新陣営の政治体制の質ということにつきあたりますから、そういう問題にメスを入れていくということは、その「権力」の自己解体につながりかねない。政治的には保守＝

敵と革新＝味方という緊張関係の中に「革新」の自己解体をみちびきだしかねないようなことになる。このようなかたちにすることが、果たして望ましいかどうかということにもつきあたります。そういうこともあって革新自治体のいわば総括というものの中から権力への省察という部分が抜け落ちるということにならざるを得ない面があったのではないかと思います。

北海道の市長さん方のいろいろな話を承りながら、権力というものがどうもやっぱりとらえがたいといひましようか、権力の魔性といひましようか、権力にはえたいの知れない魔性のはたらきがあって、それが保守にせよ革新にせよわれわれの側にのしかかってくるということだけは、やっぱりおさえておかなければならないのではないかと思います。権力の魔性ということをつまえながら、われわれ革新の権力は保守の権力と違うんだということ、一般に納得するようにしめしうるか、なかなか容易なことではありません。

権力の魔性をつまえて権力をとるとするのは、一つの自己矛盾ともいひましよう。このことにかかわって北海道のある市長の述懐を紹介しておきたいと思います。

30年に北海道の帯広というところ—私の住んでるところなんですけれども、そこで革新市政ができて、19年間革新市政を担当してきました。この市長は吉村さんというんですが、彼がしみじみと私たちにこう言うんですね。「山内君、奇妙なもので、首長権力というものは自分の意思とは離れてどうも一人歩きするんだよなあ」本当にざっくばらんな人なものですから、こうも言うんです。「どうも女房子供から自分のうちのはては犬まで馬鹿になっちゃうみたいだ」なんていうことをしみじみと言っています。

また、旭川の市長だった五十嵐さんも、最近書いたものの中で、権力の一人歩きということについて非常に自戒を込めて述懐をしています。

こういったように「権力」というものはともすれば、一人歩きしがちなもので、とらえがたいものようでありまう。それだけに私は革新自治体という問題を考える場合に、その権力の質ということをしかりとおさえておかなきゃいけないん



じゃないかと思います。私はそういう視点にたって、革新自治体やそれをささえる政党・労働組合の総括というものをながめてまいりました。しかしそこには権力の質に対する厳しい自己省察が、残念ながら抜けているように思えてなりません。そうならざるを得ない事情というのが先ほど申し上げたようなことにあるのではないかと思いますけれども、どうも総括の総括がいるような感じがしてならないわけでありまう。革新自治体の運動にかかわった個人・組織はいまこそ掛け値なしに自分たちの行為の足跡をかえりみてる必要があるんじゃないでしょうか。これが私の第1の問題関心です。そこで、誤解をおそれずにいえば「権力」の使い方が問題となります。

(2) 政治体制の未成熟と

その権力的指向

自分たちにゆだねられた権力をどう使っていくかということになりますと、地方レベルにおける革新の政治体制というものは、率直に言って非常に未成熟だったと思います。それは首長だけでなく、首長を取り巻いている政治体制としてその権力をどう取り扱っていかなければならないかということをもう少し真剣に考えてかからなければならぬのではないかと。どうも権力さえ取れば何とかなるといった発想がかなり支配的のように思えてなりません。

こういった点をひとつ考え直してみる必要があるのではないかと。何のために保守の権力から革新の権力に移さねばならないのかということ、その権力をどうやって守っていくのかということ、さらには、なぜ守るに値するのかということ、どうやって住民に示すのかということ、などについて

しっかりとおさえてかかるということが非常に大切になってきます。

もう1つは、ともすれば、一人歩きしがちな首長をどうチェックするかということです。何といってもやはり首長が中心になって権力が動きます。しかし、その首長が誕生した背景を考えますと、首長というのは、それぞれの地域社会の中では相対的にすぐれたと考えられる人がえらばれることになります。そうすると、おのずとそのすぐれた人としての首長が中心となって動きだしますから、どうしても首長の一人歩きということが出てくるわけでありませう。

そこで、それをチェックしていくためには、私もかなりはやくから申し上げているんですけれども、首長を中心とした革新的な諸組織が共同して責任を分かち合えるようないわば革新地方政治体制を構築しなければならないということになります。革新首長の方々もそういう点に大変、気を使われて、自分はどうかすると一人歩きしがちなんだから、みんなと相談してやっていこうというような姿勢をおとりになる例も少なくありません。

(3) 首長の思想と行動様式

しかし、実際には何といっても首長の個人資質とか能力とかに、左右されがちです。というのも、首長というものは、他の回りの人たちよりも情報量が圧倒的に多い。しかも毎日毎日、行政を通して政治的な、政策的な決定をしていかなきゃならない。行政運営を具体的に進めていかなきゃならない。いわば一瞬一瞬に決裁を迫られるという点で、最も緊張した状態に置かれるために、政治的にも、政策的にも、行政運営面においても、その回りのものをはるかに凌駕してしまうということになりがちです。

これでは、残念ながらどうしても両者の間に隔たりが出てしまうわけでありませう。そこに首長一人歩きというような問題がおきてきます。そこで首長の一人歩きということと、自治体革新のかかわりが問題となります。

ところで、自治体革新とはなにかということですが、これにはいろいろ議論があると思ひますが、

私流に言わせていただければこうなります。

自治体革新というものは、国・自治体をとわず政治権力というものが、国民や住民の意思から離れて一人歩きすることを許さない政治風土を培っていくということにかかわってくると思ひます。だとすれば、自治体革新をめざす革新自治体の権力というものは首長の一人歩きによって、それを支える革新陣営一ひいては広範な住民諸層の意志から離れて動きだすことはゆるぎされてならないことになりませう。首長の一人歩きを許容しながら、自治体革新をすすめる得ると考えるのはまちがいでないでしょうか。もっとも、権力をあずかったものが、その権力の質をたえず問い直していくということは、一つの自己矛盾にも似たもので、なかなかむずかしいことでありませう。しかし、それはさけてとおれない問題でありませう。

2. 保革の弁別できぬ政策とその決定課程の不十分さ

つぎに、革新自治体が問われている2番目の問題としまして政策の問題をあげてみたいと思ひます。

最近、保守と革新の政策が区別がつかなくなった。そのことが革新自治体の量的拡大にブレーキをかける一因になっているということが、しばしば言われるようになってきました。確かに表面からみると、保守と革新の政策は違わないように見える。かつて革新自治体が量的拡大を遂げたバネというのは、政策的には端的に言って「福祉と参加」だったと思ひます。

ところが、最近では「福祉と参加」じゃもう聞えないとか、雇用や地域産業に取り組んでいかなきゃいけないとか、新しい政策競争に耐えるようなものをうち出していかなきゃいけないとかといったことが盛んに議論されるようになりました。

しかし、私はそういう議論が果たして正しいのかどうか。一体「福祉と参加」で聞えないという発想自体に問題はないのかということを考えています。

「福祉と参加」というのはたまたま革新自治体の量的拡大をうながすバネとなった。しかし、それは必ずしも、政策的先取りとだけはいえないように思います。すでにそれだけの政治的土壤が培われてあったと思うんですね。私は高度成長政策というものは、もともと「福祉と参加」を押し殺すことによってなしとげられたと思うんです。

そうしますと、そこに当然国民的不満がうっ積してくる。生活を忘れた政治への憤り、政治から疎外されたものの怒りが「福祉と参加」を受け入れる土壤を培ちかかってきたと思うんです。資本の論理に導かれて高度成長が進められていく過程では、「住民の論理」とか「住民の参加」とかいうことを無視されることになります。40年代なかばからの「住民反乱」はそういった政治的な風土へのアンチテーゼでもあったと思うんです。

政策の質の争い「福祉と参加」

こう考えますと「福祉と参加」ということは必ずしも革新政党や革新的諸組織のリーダーシップの中ですすめられたとはいえないことになりました。

革新自治体の停滞を政策上保革の弁別ができなくなったという点だけに限定して考えるのはまちがいはないかと思うんです。保守が、革新の政策をまねるということは大いに望ましいことであって、それはある意味では革新にとって政策的な勝利だとも言えるわけです。これからはむしろ、そこから新しい闘いの局面がひらかれていくといえましょう。

具体的にいえば、政策決定過程や政策の質であたらしい競争をつくりだしていくということが求められていくことになるでしょう。したがって、高度成長期に革新が提起した「福祉と参加」という政策がたまたま国民的共感を呼び起こしたということによりかかっているだけではだめです。

これからは、本当に住民の中に入って行ってその要求を組織し、広範な住民諸層の共感を呼び起こすような政策や活動スタイルを創り出していかなければならないのではないのでしょうか。いまこそ私たち革新側は、これまでの政策決定が、本当の意味で国民的なレベル、住民的なレベルの批判や要



求を組織しえたかどうかを確かめおかなければならないと思います。

こう考えますと、高度成長から低成長への転換を余儀なくされたからといって、単に「福祉と参加」に懐疑的な態度をとるといえるのはどうもいただけない。むしろ福祉の意味をとらえなおす必要があるんじゃないかと思います。困った人に温かい手をというようなレベルにとどまるのではなく、もっと広い意味で、健康で文化的な最低限度の生活を保障するというような、国民の生活福祉をどう守り高めるかといった角度から福祉をとらえ直していく必要があるんじゃないか、そうならば革新自治体の政策的命題は、非常にかたくななようですが、やっぱり「福祉と参加」の内実化ということに尽きるのではないかと思います。

したがって、体制側が福祉見直しを言ったら、革新側もおうむがえしのように福祉見直しを言うというような無定見なことでは困ると思うんです。

そういった革新側の状況こそ、問題とされなければなりません。このようなときにこそ、革新側はあらためて国民生活における政治的、政策的要求とは何かという根源的な問いを発しなればなりません。

3. 現状肯定的な行政「経営」

3番目の問題は行政経営の問題です。よく「政治は変われど、行政は変わらず」ということが言われますが、革新自治体の行政の場合も率直にいいいまもってその状況を引きずっているといっ

全国革新市長会のテーゼ的文言といわれる「革新都市づくり綱領」のなかで「都市を経営する」という新しい概念がもちまれています。そのことについては私なりに批判がありますけれども、ここでは詳しく立ち入りません。しかし少なくとも都市経営における保守と革新の質的な違いだけは明らかにしておかなければならないのではないのでしょうか。

革新的な政治、それに見合う革新的な行政とは何かということを経営的に示されなければならぬのではないのでしょうか。政治は革新だけど、行政は体制の方法論によるというのでは、やっぱり済まないところへきていると思います。そういう意味で、革新自治体におけるさまざまな行政の革新の実験をくぐりぬけながら新しい方法の創出をいそがなければならぬんじゃないかと思えます。

4. すすまぬ自己革新

4番目の問題としては、ちかごろとみに革新自治体の自己革新ということが宣伝されているようですが、そのあたりがどうも気になるということです。自己革新というのは少なくとも外側から強制される言葉ではないわけです。それは自治体にかかわる、自治体権力にかかわる人たち、自治体の行政にかかわる労働者＝自治体職員、そういう人たちによって一体自治体とは何か、地方自治とは何かということが根源的に問われ、しかも自分たちの役割ややっていることがきちっととらえ直されるという過程をとおして、はじめて可能となることです。

ところが、実際には自己革新ということが運動の指導層から下にむかって啓蒙的にはたらきかけるかたちになっているようです。どうもそこには啓蒙主義的傾向がちらついてならないわけです。本当の意味で、自己革新を導きだすためにどうするかということが大切です。

(1) 問われる職員教育の意味

そのためには、革新自治体の中の人づくり、体制づくりとしての人事政策とか、さらには職員教育のありようが問題となります。一般に革新自治体での職員教育というものをみてみますと、その多くは一種の思想教育みたいなことをやって職員に革新的な考え方を吹き込むといったかたちがとられているようです。いわば一種のイデオロギー教育による洗脳をやっているわけです。ところがイデオロギー教育というのは非常に無力だということは、革新自治体でなくなった後で、すぐはつきりしてきます。

革新自治体から保守自治体になって一体革新的とみられる職員何人が残るかといえば、残念ながら何人も残っておらんというのが実態のようです。革新首長の間は、革新的なポーズや言葉使いをちゃんと上手にこなす。

しかし革新首長でなくなったらまたちゃんと別な言葉を使うという、そういった器用な能力を自治体の職員の皆さん方は持っているわけです。

これは一寸言いすぎかもしれませんが、ここではおゆるしをいただきたい。

こんなことでですから革新的なイデオロギー教育をやれば職員が革新的になるんだというのはきわめて楽天的だということになります。そこで、本当に職員の考え方や行動を革新的なものにしていくためには、もっと根本的なところから変えていくような工夫が払われていかねばならないということになります。具体的には日常の仕事のとりくみそのものを変えていくというようなことを通して、意識の自己変革をはかっていく、しかもそれが労働者の内発的な意欲によってうながされていくようなかたちがとられていくようにならなければならぬと思います。そのためには、労働者による労働者のための自己教育の場が積極的にひらかれていかなければなりません。

こういった視点で革新自治体の中の教育活動が追求されていってほしいものです。

(2) 内実化しない自治研活動

なお、このことに関してふれておきたいことは、自治労の自治研活動のありようについてです。

私は久しく自治研の助言者をやっている立場もございましてよく申し上げるんですが、革新自治体の職場教育は徹底して自己教育の方法が追求されなければならないというんです。自己教育ということになれば、自治研活動がおのずと積極的に取り組まれてこなければならないことになるはずですよ。

ところが、自治研活動は、自治労の運動の中で必ずしも重要な位置を占めているとはいえないというのが実態であります。したがって、自己教育をうながすチャンスは残念ながらきわめてせばめられた範囲にとどまるということになります。

真の自己革新は期待しうべくもないということになりましょう。

以上、いくつかふれたようなことが、総体として革新自治体の中でもう一度とらえ直されていく必要があるんじゃないかと思えます。

(3) 翼賛化する「参加」と方法上のマンネリ

参加の問題についても同様ですよ。

参加というものもどうも実際には、結果として革新自治体権力への翼賛体制を作ること役立つということで終わってしまうようです。参加というのは、本来「市民が主人公だ」「市民が権力主体だ」ということが可能なかぎりより多くの市民によって実感されるために、市民の批判や要求の自由を保障する場を開くということであって、そこにはいささか啓蒙主義にかたむきらいがないわけではありませんが、自治体の政治や行政の民主化にとって欠くことのできないものです。参加とはある意味では、行政をゆだねられた側にとっては義務だとさえいえると思えます。そして住民の側にとってそれは権利ですよ。権利は行使しない自由がある。しかし義務は怠たることはできません。

行政側にとって参加は義務だということ、そういう緊張感が、果たして行政の側にあるだろうか。どうも残念ながらないようです。参加が形骸化するというのはたぶんそういうところからくるんじゃないでしょうか。ある意味で、行政と住民が大格闘する場が参加だと私は思うんですけれども、そういうことがきちっと踏まえられているようには思え

ない。一種の政治的多数派工作の用具として参加というのがとらえられてしまう、それが翼賛化の道をたどらせるということになるのではないのでしょうか。

5. 自治体革新の視点

ところで、以上のような現状認識の上に立ってこれから前向きに考えられていかなければならないことは何かということについて最後にかいつまんで話してみたいと思えます。

(1) 自治体革新の意義を鮮明に

1つはやはり、自治体革新というものは一体何なんだろうかということをはっきりさせるということです。このことは一見自明のこととされていながら必ずしも自明ではない。それは政党のレベルの自治体政策などを見るとすぐ気づくんです。現段階での政党の地方自治認識というのは、率直に言っていわゆる公法学の解釈理論のワク組みから、一步も出ていないわけですよ。したがって地方自治の本質とは何かという問題を、政党のレベルなり、労働組合のレベルなり、あるいは市民・住民のレベルなりに正しくうけとめられていくためには、まだまだ歳月と曲折を要すると思えます。

したがって、自治体革新とは何か、あるいは革新自治体とは何か。自治体革新が国政革新とどういうふうにかかわるか、といったことについても判然としていないというのが実態ですよ。そこにはいろいろ議論があるだろうと思えますが、少なくともこのところをはっきりさせなきゃ一步もさきに出られないような気がしてならない。

そのことをはっきりさせないまま、権力さえとればという考えだけが先行する。これは、政党レベルで特に顕著ですよ。そこに大きな混乱がおきる。これは自治体革新の意味というのが正確にとらえられていないからではないでしょうか。

このことについて、みんなと一緒に、いそいで整理をつけておこななきゃならないんじゃないかと



思います。

(2) 地域政治について自己診断を

2番目の問題は、何ととっても現実の政治の問題として考えれば、地域政治の状態が一体どうなっているのかということ、しっかりととらえてかかるということですね。権力を取ると、非常に楽天的にいろいろな成功例が報告されるケースが多いわけですが、ところが実際の地域政治のレベルでは、保守的な秩序というものが牢固としてあるわけです。そういうことをかけ値なしにきちっととらえておく。

地域における保守と革新の力関係の中で自分たちがやれることとやれないことをしっかりと見定めてかかるという、一種の政治的なリアリティというのが必要です。

(3) 確たる政治革新の ポリシーとプログラムを

3番目の問題としては、やはり政治革新のポリシーを住民のレベルにしっかりと指し示す責任があるんじゃないかということです。それから、そのための政治日程、いわばプログラムすなわちどういうふうに行っていくんだという手順や方法というものを明らかにしていく必要があるということです。そこら辺がどうも、必ずしもはっきりしていないように思います。

そういう意味で、政策決定過程の民主化とか、あるいは政策科学における学際的な共同だとか、そういう問題が非常に重要になってきます。その点自治労の提起している「自治体綱領づくり運動」や、社会党の自治体綱領づくりは、その成果はいま

だしの感がありますが一定程度評価されてよいと思います。

このような作業過程をとおして、その地域社会の権力の状態がどうなのか、その権力をどういうふうにしていくことが望ましいのか、といったような青写真を住民の側に指し示すということは、政党なり労働組合なりの政治的責任じゃないかと思うんです。地域政治について、そういうものを示しながら、自分たちの政権が持っている意味というものをわかってもらわなきゃいけないし、逆に保守政権の交代を迫るというのであれば、革新のポリシーなり方法を鮮明に示すべきだと思います。

(4) 行政改革の「方法」の創出を

4番目の問題としては行政改革の問題、行政改革というのは、私は、ある日突然必要とされてくるものではない。行政をゆだねられた者の絶えざる緊張感として要求されるものです。したがって行政改革は必ずしも政策的課題だとは思っていません。

しかもこの行政改革というものは、不可避的に政治的な改革というものを導きださずにはおかないものです。そういう意味で、これから行政改革への取り組みは、これまでの視点を変えてかからなきゃならないと思います。

これまで、行政改革は労働者にとって合理化だというふうに受け取られてきました。

事実行政改革にはそういう側面がつよかったと思います。しかし、行政には住民の生活をどう守り高めるかという観点から、絶えず改革が要請されるということは自明のことです。

またその方法が合理的・有効であることも当然のこととして要請されます。だとすれば、行政にとって革新とは一体何か。労働者の場合の反合理化闘争と、行政改革を追求するということは、どこで一致点を見出すのかということもしっかりととらえておかなければならないだろうと思います。

⑤ 変革主体としての労働者・市民と
学者・専門家の協働を

最後になりますが、これまでのべてきたような一連の作業・運動、特に地域権力を分析し、地域におけるポリシーをみ定め政治改革のプログラムを作るといった作業は、非常にすぐれて知的作業であると同時に、その過程をとおしてその地域社会の住民変革へのエネルギーをどれだけ組織化するかということでもあります。

そういう意味で変革主体としての労働者、市民、学者、専門家の協働という問題が真剣に考えられていく必要があるんじゃないかと思います。しかし、どうもわが国の政治的カルチャーというものは、ともしればあなた考える人、私やる人というようなところが非常に色濃く出てしまっている。しかもそこに相互不信みたいなのが潜在的によこたわっていて、労働者・市民と、学者・専門家

の協働ということが言葉として言われますけれども、実際にはそういうふうになっていない。それをどういうふうにかえていくかということも非常に重要なことになるんじゃないかかと思えます。労働者は自分たちに欠けている知的部分を学者・専門家によっておぎない、自分たちの思想や方法をよりたしかなものとしていくための糧としていく。

学者・専門家は、その思想や方法が果たして現実にとどれほど有効かということをとしきめていくために、たえず労働者・市民の側に検証をもとめるということが必要なのではないか。そういう意味で労働者・市民と学者・専門家の協働の場として、それぞれの自治体のレベルで研究所とか調査会とかいった知的拠点が単にアクセサリーとしてではなしに、作られていく必要があるんじゃないかかと思えます。

時間が来ましたので、実は最後に権力を支える

参 加 者 名 簿 (県 外)

県名	所 属	氏 名
北海道	道 政 調 査 会	山 内 敏 雄
"	地 方 自 治 研 究 所	照 屋 章
"	釧 路 市	富 永 巖
"	"	長谷川 貴志
宮 城	仙台地方自治研究センター	小 山 春 生
"	仙 台 市	亀 岡 義 昭
"	"	角 石 正 志
新 潟	地方自治研究センター	進 直 一 郎
"	"	伊豆野 一 郎
"	新 潟 市	伊 藤 伸 士 郎
東 京	地方自治センター	大 島 明 守
"	地方自治総合研究所	沢 井 勝
"	自 治 労 本 部	若 林 清 太 郎
"	"	藤 井 照 生
"	三 鷹 市	浜 ゆ ず る
"	日 野 市	村 瀬 彰 吾
"	国 分 寺 市	平 田 治

県名	所 属	氏 名
東 京	狛 江 市	木 原 俊 明
"	"	谷 内 和 二
京 都	京 都 市	三 村 義 夫
大 阪	大 阪 市 政 調 査 会	中 畑 英 司
"	高 槻 市	鈴 木 実
"	" 地方自治研究センター	福 岡 恭 雄
兵 庫	地方自治研究センター	兵 藤 宏
"	神 戸 市	安 藤 雅 章
福 岡	地方自治研究センター	前 畑 昇
大 分	大 分 市	長 佐 藤 益 美
"	大 分 市	岡 克 己
"	"	児 玉 勝 正
広 島	自 治 労 県 本 部	下 松 總 忍
香 川	高 松 市	脇 谷 福 良
大 阪	大 阪 市	別 当 良 博
東 京	自 治 労 本 部	片 桐 洵
12 県	25 団 体	33 名

ための十戒なんていうもっともらしいものをちょっと考えてみたんですが、それを申し上げるとまた後向きにばかりなってしまって、前に向いていかないような気もいたしますので、このところ

は省略させていただきます、御質疑の段階で機会があればそこでふれさせていただきます。

参 加 者 名 簿 (県 内 お も な 団 体 別)

所 属	氏 名	
神奈川県知事	長 洲 一 二	県庁 6 計 7
川崎市長	伊 藤 三 郎	
藤沢市長	葉 山 峻	市役所 4 計 5
神奈川県地方自治研究センター	横 山 桂 次	緒形昭義 (理事)
"	渡 辺 精 一	3
神奈川県評布	川 昇	葉山進 (事務局次長) 2
社会党秦野総支部	諸 星 充 司	社会党綾瀬・平塚・横浜 計 3
関東学院大学	鳴 海 正 泰	
"	宮 島 肇	
"	宮 島 泉	
横浜国立大学	岸 本 重 陳	
横浜市立大学	今 井 清 一	
さがみ市民生活会議	家 坂 哲 男	
神奈川県会議員	齊 藤 正	中尾安治県議 大久保さわ子県議 他 1 計 6
"	関 野 安 夫	
"	成 島 敏 行	
横浜市会議員	星 野 寧 衛	仙田実, 八木久光 3
藤沢市会議員	黒 江 貞 子	
"	矢 島 豊 海	
"	瀬 川 進	
横浜市労連	武 田 好 弘	柴田治夫 (浜高教) 2
横浜水道労組	井 上 証 知	平本正美 3
都市交通労組委員長	須 藤 義 夫	
横浜市従労組	福 田 利 久	他 25 計 30
自治労神奈川県本部	野 上 高 伸	佐藤・工藤・大野 上林・桜井・梶並・加藤 計 10
"	高 野 博 司	
"	虎 岩 英 伍	
" 川崎市職労	大 園 房 雄	他 11 計 12
" 横須賀市職労	中 村 勝 美	他 3 計 4
" 藤沢市職労		計 2
" 相模原市職労		計 3
相模原市政・市民センター	田 倉 貞 治	他 1 計 2 合計 127名

合計 13県, 56団体, 160名

問題提起 1

革新自治体の現状と課題

地方自治センター事務局長 大島 明 守

1. 革新自治体を取りまく状況

15分という限られた時間で、かなりはしょって日ごろ考えていることについて申し上げてみたいと思います。

革新市長会としての自治体革新の基本的な考え方というものは、お手元でございます「新しい市民都市の創造」というものにまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

昭和39年に、当時横浜の市長であった飛鳥田さんが中心になって、全国の、当時12名の市長が集まって革新市長会を作りました。現在革新市長は全国で約110名です。したがって約10倍の伸びを示している。しかし、全国の都市約650というところから見れば、まだまだ6分の1の勢力にすぎない。しかも現状ではやや伸びが停滞をしている。したがってこれを何とか破りたいという気持ちが、このようなシンポジウムという形になって表われたのではなかろうかと考えております。

革新市長会ができて、従来の都市行政というものは中央政府の下請行政であるといったふうなものから一転をして、市民自治という基本に立っていわゆる「地方政府」というものがこの日本に表われてきたということが言えると思うわけです。そういう意味ではきわめて大きな成果をもたらしてきたというふうに考えております。そういう点で、革新自治体が今後さらに拡大をしていく必要がある。とりわけいわゆる地域民主主義という課題に対して、これからさらに積極的にアプローチをしていく必要があるのではないかと考えております。

しかし、今日革新自治体の問題としては、いわ

ゆる連合の問題があります。これは昭和50年に東京都の美濃部さんが3選を迎えるときに、美濃部都政を支えていた社会党と共産党が同和問題をめぐって厳しく対立をするということがありました。これ以来、革新首長を生み出し、これを支えていく革新政党の関係が必ずしも親密ではない。そこから社共、あるいは社公民、あるいは自民党を巻き込んだ形の、共産党も含めた、そうしたさまざまな形態の連合というものが作られてきた。このような経過というのを見てみると、まさに革新とは何かということがあらためて問われている時代になってきたのではないかと。したがって、その意味においては革新首長、あるいは革新自治というものを支えている基本的な主体は何かということ、あらためてわれわれはみずから問うてみる必要があるのではないかと。つまり、社会党、あるいは労働組合というものが本当に大きな力を持ち、そしてその主体性を発揮するような形を持たなければ、革新自治というものは前進をしないということを明らかにする必要があるのではないかと気がいたします。

特に、いわゆる地方財政の危機という中で、人件費攻撃がありました。あるいは主として革新自治体に向けた福祉攻撃というものがあつたわけです。これに対してどのような反撃を、革新を支え担う主体が行ったのか。あるいは行い得たのかということ、われわれはあらためて振り返り、考えてみる必要があるのではないかと。しかもこのような攻撃というものは、繰り返し繰り返しこれからも出てくるだろう。これに対して、それは首長が反論をすりゃいいんだということだけではないだろう。やはり革新を支える主体である革新政党、あるいは労働者がこれに対して敢然と反撃をする必要があるのではないだろうか。そのような革新主

体の弱さというものが、現在の革新自治体の状況というものをきわめて端的に示しているのではない。したがって、これからの自治体革新ということを考えていく場合にも、そのことについての十分な討議、あるいは討議の結果に基づく実践を進めていく必要があるのではなからうかと思えます。

2. 革新自治体の諸問題

そこで現在の革新自治体が抱えている幾つかの問題について、簡単に触れてみたいと思います。

1つは、何といても議会における少数与党という問題。わずかな例外を除いては、ほとんどの革新自治体では少数与党という現状の中で、きわめて厳しい保守の攻撃に会いながら、さまざまな市民のための施策を遂行している。これはやはり、われわれはいかにして与党を多数にするかということを考えていく必要があるのではないか。選挙において首長を取った。それで万歳をしておしまいというのではなくて、いかにして議会における多数派を形成するかということを考えていく必要が、1点ある。これには民主的な保守議員との協力関係も当然含まれてくると思います。

それからもう1つは、いかにして地域における多数派をわれわれが形成をするのかということも大きな課題ではないか。現在地域では、町内会、自治会を初めさまざまな保守的な団体があります。そしてこの保守的な団体というものが、行政に対して大きな圧力を加えている。これに対抗する民主的な市民の力というものはきわめて弱い。これではやはり革新首長が幾らがんばってみても、保守的な地域ボスの政治基盤を強めることになることがわかっている、これに対してこたえていかなければならない。そういう点では、地域社会においていかに革新の多数派を形成していくかということが考えられなければならないと思います。

さらにまた、もう1つは庁内体制があります。せっかく市長を取っても管理職はいわゆるプリズム管理職、つまり市長が何か伝えようと思っても、管理職を通じてこれが曲がって一般職員や市民の

方に伝えられてしまう。あるいは市民からの行政に対する要望というものが、管理職を通じて市長に来るときにはプリズムを通して曲がってしまうという問題があります。あるいはまた、いわゆる縦割り行政といわれる中で、それぞれの管理職が首長の意見よりもむしろ建設省、あるいは厚生省、あるいは文部省、こういう各省庁の意向、顔色というものを気にして仕事をしていくという問題があります。したがって、このような庁内の体制をどのように変革をしていくのか、本当に市民の声を聞き、そして市長の意向を体して行政を執行していくような行政体質をいかに作るのかということが大きな課題ではないのだろうか。

革新自治体を定着させ、その政策を遂行するための条件、つまり議会における多数派の形成、そして地域における多数派の形成、そして庁内体制の民主的な改革と、こういうことを進めていかなければ、革新自治体といってもこれは看板だけの革新にすぎないということになってくるのではなからうか。したがって、この革新自治体の諸問題ということの中味は、われわれがこれから取り組んでいくべき課題そのものではないかと思うわけです。





3. 自治体革新をめざして

それではこれから、そのようなさまざまな問題を抱えながら、しかも環境的にはきわめて厳しいという中で革新自治体がさらに前進するためにはどのようなことをわれわれが今後なすべきかということについて触れてみたいと思います。

1つは、政策レベルの課題です。これについては、先ほど申し上げました「新しい市民都市の創造—革新都市づくり綱領」というものが革新市長会全体の共通の課題として作ってございます。しかし、これはやはり標準的な考え方でございますから、各市それぞれの個性のある政策にはなっていません。したがって各都市において、本当に皆さん方が中心になって、自分たちの町の将来はどうあるべきか、そのためにはどのような制度、あるいはどのような施策というものができなければならないかということ、それぞれの都市において十分に検討される。そして市民全体の町づくり綱領を作っていく必要があるのではないか。これを、革新自治体であるならば首長に提案をする。あるいは保守首長であれば、市民の運動を組織してこれを行政にやらせると、このような運動を組織していくことがきわめて大きな課題になっていると思います。

それからもう1つは、政党の活動、あるいは労働運動の活動をいかに地域化するか、あるいはいかに市民化するかということが今日問われているのではないかと考えます。つまり政党活動が自分の出身単組の意向だけを聞いてこれを議会に反映するというようなことでは、市民の支持は当然得

られません。これからの革新議員の活動は、やはり何といってもその活動をしっかりと地域に下ろすということがなければならぬだろう。そういう点ではまだまだ、革新政党の活動がきわめて立ちおけているということを指摘しなければならないと思うわけです。

それからもう1つは、労働運動の地域化、市民化ということをも具体的に上げていく必要があると思います。これについては、たとえば長野県、あるいは静岡県、こういうところでは勤労協活動というものがきわめて活発に取り組まれています。あるいはきょう御出席の大分市の職員組合では、大分市職員地域協議会というものを作って、職員が地域で市民としての役割りを果たすための活動を展開しているということも聞いております。本当に労働者が市民としての役割りをみずから自覚をして、地域から市民とともに町を作っていく、そのための活動を展開するということが、今日大きな課題になっているのではないかと。

さらにまた、行政と住民を結ぶ、あるいは住民のさまざまな要求を政策化するための窓口や機関というものを、われわれは設置をする必要があるのではないかと。神奈川の自治研究センター、このようなものをもっともっと自治体レベル、都市、市町村レベルに下ろして作っていくということが重要な課題なのだと思います。これもきょう御出席の大阪の高槻の職員組合では、高槻市自治研究センターというものを作ってきわめて活発な活動を展開しております。このような先駆的な活動というものを、それぞれの点にとどめずに、いかにこれを全国に面として拡大をしていくかということが、これからの革新自治体をさらに作り上げ、これが定着をし、その力によって国政を変えていくことになっていくのではなからうかと考えております。

きわめて簡単ですけれども、以上でもって私なりの問題提起にかえさせていただきます。

問題提起2

自治体革新にむけた労働者の任務と役割

自治労本部副委員長 若林 清太郎

限られた時間でありますことと、地方自治についての勉強が不十分です。加えてテーマが大き過ぎることもあって起承転結、整った見解を述べられないと思います。ですから、論点を小さく絞って申し上げるようにしたいと思います。みなさん専門家ですから、ぜひ聞き上手になっていただくことを初めをお願いします。

そこで、地方自治をめぐる情勢や環境については、多くの方々が見られるように財政が苦しいとか、地方議会の勢力分野に問題があるとか、あるいは中央集権化指向の自民党政権のもとであるとか、市民の要望が山積しているとか、ときには労働組合の存在もこれあり困ったものだということなど、革新首長を取り巻く環境というのはよくないだろうと思います。このように環境がよくないために、先進的な行政を実施するというような勇気みたいなものを失って、改革を、自己改造とか、というように内に求める傾向が強まっているのではないかと思います。それが活力を失う結果を招き革新自治体そのものを袋小路に追い込んでいるのではないだろうかと思えてならないのです。

端的に申し上げて、選挙ではおおむねスローガンを中心に市民感情をどちらがつかむかで闘われていると思います。しかし就任後は、そのスローガンに縛られながらも行政内容が問われていると思うので、その行政内容について述べるようにしたいと思います。

1. 戦前の不況期の地方行政に学ぶ

のっけから私事を申し上げて申しわけありませんが、私は京都市に1948年、昭和23年に就職を

しました。その2、3年の後に労働組合のことに足を踏み入れてしまうことになったのですが、私を可愛いがってくれていた課長さんがいまして、当時その課長の言うのは、組合運動のことは組合員にとって有益なことだし、社会主義社会建設にも役に立つことだろうけれども、行政の仕事に専念することは100万市民に具体的に貢献することになるので、仕事の基本をもっと覚えろということをお願いしながら、いまの行政—昭和27、8年ごろの行政は混乱してはだめだけれども、1920年～30年にかけての昭和初期の不況の中で京都市が市民にどんな役割りを果たしてきたかということについて、よい面、悪い面をしっかりと勉強しておくことがいいのではないかということを教えてくれていました。当時の私には馬の耳に念仏であったことは言うまでもありませんが、時が過ぎて1975年以降の不況の中で労働組合が不況対策とか雇用対策を手がけるようになりましたので、その課長の話の思い出し、あらためて調べてみることにしました。その幾つかのことを紹介しながら問題提起をしてみたいと思います。

1920年から30年、大正末期から昭和の初期にかけての不況、それは企業倒産は言うに及ばず、金融恐慌によって取りつけ騒ぎが起り、銀行さえつぶれるという状況にあったし、もちろんのこと失業者は町にあふれていたという状況でした。そのとき京都市で何をしていたのだろうかということですが、そのとき京都市では、市内の周辺の野原に電車を走らせる計画を作り工事に着手をしていたわけで、議会では「野原に電車を走らせる必要性ありや」と追及しています。市の理事者が答えていわくに、いますぐその必要性は小さい。しかしこの工事の目的というのは失業者をここに吸収していくことにあるということをお願いながら

将来計画としてはこれが必ず必要になってくると答えています。工事も終わって、野原に電車が走ります。当然のこと客もないわけですから赤字です。その頃「大学は出たけれど」という時代でもありました。現在の京都市長の船橋求己さんも京都大学は出たけれども、よい就職先がなかったのでしょう。こうした状況の中で、失業救済事業の電車の乗務員として採用されて、電車の運転手をしておられたわけでありました。

話を改めて、また、この不況時代を生き抜いていくためには主婦も現金収入を求めて働かざるを得ない状況でありました。その手助けをするために、このときに保育所が建てられているということも事実であります。さらに、いまでいうサラリーマンローン、当時と言えば高利貸、これに貧乏人は泣かされていましたけれども、これから市民を守るために市立の公益質屋が作られています。町の質屋を利用すれば、金利が月9%。質物は3カ月間で流れてしまうという状況でありましたが、公益質屋は月利息1.5%から3%。6カ月間は待ってくれるということでもありました。消費者物価安定のために、第三セクターとかそんなむずかしいことは言わないで、市の直営で公設市場が生活困窮地域を重点に作られているのもこのときなのです。

また、京都では、貧困は当然のように被差別部落地域を直撃するわけです。そのために、それが融和行政的なものであったとしても、部落地域に隣保館を建てるなど、同和行政はこのときに重点的に行われています。このような例は、京都だけのことではなく、どこの市にもあったことだと思います。たとえば大阪とか東京の地下鉄は、この不況のど真ん中、昭和2年に開業しているはずであります。

「伝統産業」を守るというのは、地域文化とのかかわりで、その必要性を共感をしますが、いまごろよく「地場産業」を守るという言葉が聞かれます。いつも首をかきあげているのですが、この「地場産業」とは、50~60年前地域行政によって、いわゆるそれぞれの市役所の肝いりで、その地域に適合した産業として作られたものであります。何も50年たったいま、守れ守れという必要



があるのだろうかというように考えたりすることもあります。

このほかどの地方へ行っても、金と人手がかかったであろう公民館とか、市役所とかそういったものは、このころにできたものが多いのではないかと思います。おそらく神奈川県庁舎も昭和の初期に建てられたのではないのでしょうか。

御存知のように、当時の財政が苦しかったことは当然でありますし、市役所はいまほどの力は持っていません。知事は別として。市長さんは、いまほどの切れ者が市長になっていたわけでもありません。いわば功なり名を遂げた名士が議会の同意を得て市長になっているといっても言い過ぎではないだろうと思うのです。先ほどから述べたような行政内容というのは、市長の指導性によるものではなくて、当時の役人が考え、困難を乗り越えて実行してきたものであるという言い過ぎではないと思うのです。

ただ、この昭和初期の不況対策には、結末がありますからつけ加えておかなければなりません。彼らは反戦平和の思想が根底にあったわけではありませんから、その後の満州事変による軍国主義化の波の中で目立った抵抗をすることもなく挫折していくことになるわけですが、しかしその地方行政の内容はすばらしかったと思います。50年前の経験を、今日の科学の進歩や経済情勢などのもとでそのまま適応させることはできませんが、当時としては大胆な発想であったし、その教訓はいま生かしていくべきではないだろうかというのが問題提起であります。

2. 市政の「現状認識」 「理想像」「将来計画」

そこで話を現実に戻しまして、アジ演説しか知らない27、8歳の横着な組合役員に対していやみとか、処世術ではなくて、人間の生き方とかいうようなことについて討論をぶっかけてくれるような課長とか部長が、いまいるだろうか。30年前にはそんな課長が、少数であったかもしれませんが確かにいたのです。50、60年前には、それぞれのセクションの中で、そのときの情勢とか条件をつかんで、どんな行政が市民生活に役立つか必死に考えて、おそらくは多くの障害を乗り越えた上で行政内容を作り出してくれた先輩がいたわけです。

以上のことで触れたつもりなんですけれども、革新自治体の新段階を目指すためには、仕事がうまくいかない原因を政治とか、経済、社会問題など、よくない客観情勢にことよせて言いわけをしたり、首長の指導性とかポリシーの問題にすりかえて自分が逃げ込んでしまったり、あるいは革新的言論を振りかざして人に取り入るようなことはやめにして、自治体から賃金をもらって働いている者として、いわば職人と言われてもいいのではないかと思うのです。市長は1人おればいいのであって、組合は組合として、課長は課長として、係員は係員として、自分のパートに対してもっと忠実であった方がいいのではないかと思います。そして、何が市民生活に役立つ行政かを考えて、新しい行政内容というものを今日情勢に適応させて作り出していくことが重要ではないかと考えます。

革新自治体としての反自民的イデオロギーのことは、それぞれの行政の内容の中に静かに生きておればよいと私は考えています。きらきら光ってなくてもいいのではないかと思うんです。その行政内容が羊頭を掲げて狗肉を売ろうとするようなものでない限り、保革の問題を越えて全市民的な説得力を持つであろうと見通します。それ以外に市民の共感を得たり、説得する力があるはずがないと言ってもいいと思います。議会の勢力分野

のことなどは芽ではないと思います。それを、いま京都市で進められている空きかん条件に当てはめて考えてみたいと思います。

町を美しくしたいという市民の要求というのは共通したものがあろうと思います。みんなが希望します。しかし川に例えれば上流では、売ればよいということでかんビールやジュースが作られています。川の中流に当たる市民は、使い捨て思想に毒されて便利であればよいということで、これを使い、ほいと捨てています。下流に当たる行政は、町を美しくしたいと希望する市民の要望にこたえて必死になって清掃行政に力を入れています。金もかかります。しかし限度があります。そこで下流で後始末ばかりしてきた行政が、初めて上流の生産者にものを言うわけです。その生産者こそ、かんビールであれ何であれ大企業であることは言うまでもありませんし、独占の系列の会社であることは言うまでもないと思います。「独占の横暴を許すな」という言葉も、演説も重要なのでしょうが、町を美しくするためにという行政内容を通して、大企業に応分の負担を迫り、反独占の現実的行政が「空きかん条例」の趣旨だろうと私は理解をします。自民党の議員さんがどんな態度に出るか予測することはできませんが、しかしおそらくや条例制定に向けて、町を美しくしたいという目的のために出発したことであるだけに、多数派形成がされていくであろうと考えます。

このことは目新しいことではないのでありまして、かつて公害規制行政として川崎や横浜で経験してきたことだろうと考えるわけです。

このように、次から次へと行政内容を考え出していくことが、いま私たちにとって必要ではないかと思えますし、それが革新自治体の再生への基礎条件ではないかと思うのです。そんなことから、革新自治体は行政内容で勝負するというような立場で常に考えていくことが重要ではないだろうかというのが意見であります。このシンポジウムの呼びかけのピラの中に、「激動の80年代 政治の保守反動化の波は高い。そのうねりをはね返し、地方の時代の実践に向けて……」と名文句があるけれども、理論的には実に正しいのですが、地方自治体の仕事という領域で担いきれる課題ではないのではないかと思います。

す。言おうとしますのは各人が果たし得る現実的目標というものを設けて、それに向けて努力することではないかと考えるわけです。その小さなお互いの努力、小さな目標を求めてそれに向かって努力をする、その努力の総和とといいますか、総合力が、私たちがかつて知ることのない、はかり知れない革新の力というものをその中から生まれ、革新自治体の再生が可能になるのではないかと思います。

3. 行政改革と 自治体労働者の役割

こんなことを強調するのは精神主義で言おうとしているわけではありません。自民党政府は1985年、昭和60年をめぐりして、効率的行政という美名のもとに行政の切り捨てが計画されています。行政改革の名において計画されています。土光さんを会長にした第2次臨調が発足しようとしています。行政改革のキャンペーンが浸透している現在 — よしあしは別にして現実に浸透しています。そうした現在、反対だけで問題が解決できるものではないと考えますし、避けて通るわけにもいかないと考えますから、臨調9名の委員の中に総評

と協力して丸山康雄自治労委員長を、臨調の委員に押し上げることに成功しました。悩みもしました。相手の土俵の中で争いをしようとするわけですから、避けて通った方がいいのかもわかりませんが、積極的に送り出すことにしました。

各地域でも、地方行政としてもいろいろな問題を抱えているんだろうと思うのです。その問題点を解決する方策とか、市政のあり方を具体的に提案できるような組織能力というものを持たなければならないのではないかと思います。さっきも言いましたように、市長は1人おればいいのであって — ということと言いますのは、みんなが市長になったつもりで大言壮語することはないので、具体的に抱えている問題を処理する処理方法、それは市長に求めるのは困難だと思います。行政に携わっている者がその処理方法を考えて、具体的に政策を提起する個人ないしは組織能力、そういったものがいま求められているのではないだろうかと考えています。それが実は、自治労が言っている綱領づくり運動なのですけれども、これはうまくいっていません。どうか皆さんの御協力を得て、いま申しあげましたような趣旨を理解していただきながら、綱領づくり運動がもう少し地につくようお願いをしたいと思います。

問題提起3

革新自治体の総括と今後の展望

関東学院大学教授 鳴海正泰

私はまず何といっても今日における状態を第1期革新自治体、今日までの革新自治体の理論と政策とその実践の成果として今日受けとめる必要があるのではないかと、ということが第1点の私の問題点であります。

では、その成果と課題とは何であったか、どういう成果を上げてきたのかということをも5つの点に集約してみたいと思います。

1. 革新自治体の 理論の勝利と選挙の敗北

第1は、何といっても私たちは明治以来の中央集権管理型の伝統的な政治行政に対して地方政府という自治体独自の存在をわれわれは対置させてきたことではないか。そして、国、自治体、市民

という伝統的な上から下への権力構造に対して、新しく市民というものを自治体の中心に据えたという成果をまず第1に挙げなければならないと思います。

第2は、自治体の政策をこれまでの開発優先の政策から市民福祉優先の政策に転換させるということ。いままでの国の政策の枠組みを越えて自治体から新しく福祉、環境問題を含めて市民生活防衛のための主体的なリーダーシップを発揮することができたことではないか、これが第2点です。

第3点は、空洞化しつつある戦後代表制民主主義を活性化させるという大きな成果を上げてきた。すなわち、市民の政治参加へのエネルギー、そして対話、あるいは参加、そういうものを行政の中にきちんと保守、革新を越えて位置づけさせることができた、これが第3点であります。

第4点として、革新勢力のいわばガバナビリティ、つまり統治能力を国民に示した。その経験を蓄積させることによって革新勢力の統治能力というものを初めて国民に示すことになりました。もちろんこのことは、同時に革新勢力に内在する古い体質あるいは問題点を逆に浮かび上がらせることになったことは言うまでもありません。

第5番目は、自治体行政に計画的かつ科学的な政策形成能力をつくり出したことです。つまり、いままでの古い役場的な体質から近代的、科学的な政策という能力を自治体の中に植えつけてきたという5つの点をわれわれは積極的に評価する必要があると思うのです。

もちろん、この5つの点をわれわれ革新自治体がこれまで十分やってきた、成果を上げた、満点をあげられるというものではありません。それぞれの自治体の中で、厳しくこの5つの点について、どれだけの成果を上げられたかという点についての反省あるいは評価をされるべきだろうと思います。

こうして5つの問題を挙げてみますと、革新自治体がこれまでぶつかってきた問題というのは、決して単に日本の政治の中における保守とか、革新とか、あるいは中央対地方とかいうレベルの問題を越えて、実はもっと大きい問題にわれわれは立ち向かってきたのではないかということに気が

つくわけです。それは何かというと、大きく見るならば、ポスト工業社会あるいは市場経営にかわる新しい経済社会のシステム、画一化された社会構造あるいは文化に対する新しい価値観、そういう大きな文明の問題に実は革新自治体というのはぶつかってきたし、そういう大きな問題に対置してきたんだということをはっきりさせておくべきだろうと思います。

したがって、ただ単に55年体制というか保守対革新の古い枠組みに対する挑戦だけではなくて、もっとそれを乗り越えた大きな今日の自治、分権、参加と言われる新しい「地方の時代」を生み出すものとして、われわれの革新自治体の役割りというものははっきり位置づけておく必要があるだろうと思います。

ですから、私は、市民参加の定着とか中央集権体制への反省あるいは分権的行政へ向けての改革という今日の一連の動きは、革新自治体の理論と政策の勝利の帰結であって、逆に言うならばむしろ中央集権的な古い体質の保守主義の敗北だと思います。今日の段階は革新の勝利と古い保守の敗北なんだというふうに言っても言い過ぎではないのではないかと。

したがって、政治というのは対抗的に展開するものですから、古い保守が新しい保守に衣がえをするというか、脱皮をしようというのもやっぱり歴史的な必然だと思います。

2. 革新自治体の退潮は 低成長と財政危機のせいか

しかし、理論の勝利といっても選挙では負けているわけです。理論は正しくて選挙は負けというのは変な話であります。やはり理論もそこに欠陥があった、不十分な点があったということをおっしゃるを得ないし、またそのことも指摘せざるを得ないわけです。そのことについてはすでに何人かの方から指摘されておりますので私は2つだけ問題を出しておきたいと思います。

1つは、これまでの革新自治体の理論の中では55年体制といういわゆる戦後の保革の概念、そう

いう政党的な座標軸を革新自治体が越えることができなかつたという点です。たとえば地方から中央を包囲する、あるいは、「ストップ・ザ・サトウ」そういうことで大きな成果を上げました。しかし、基本的に革新自治体というのは中央政権獲得のための手段ではなく、それ自体として資本主義、社会主義の体制のいかんを問わず自治と分権の普遍的な価値があるんだ、そういう価値観のもとに革新自治体を位置づけるという点において理論的な弱さがあったのではないかということが第1点です。

したがって、そういう弱さがあるために中央革新政党がポシヤると、したがって革新自治体もポシヤるという因果関係が生まれたわけでありませう。

第2は、幾つも指摘がありました革新自治体の自己革新の理論の弱さであります。権力の陥りがちな独善化、権力志向、あるいは内部緊張の弛緩、幾らでもこのことについては挙げることができます。

したがって、私たちは革新自治体の今日のある種の停滞を低成長、あるいは財政危機に原因を転嫁するという事は正しくないと思います。やはり内省的な反省は持つ必要があると思います。

3. 「革新」への期待と 「自治体」への期待

それから第3の問題ですが、われわれは少し勘違いしていたのではないかということが第3の「革新への期待と自治体への期待」というレジュメで出しているテーマであります。40年代の革新自治体に対する国民の熱い期待とは何であったのかということを考えてみると、それは戦後の政治体制あるいは高度経済成長から生まれてきたもろもろの矛盾の解決を新しい革新自治体に対する期待というのも確かにありました。しかし同時に国民の生活を擁護する、市民自治をつくる、自治体を本来の自治体として機能させるという自治体の役割りに対する期待、すなわち政治的革新に対する期待と自治体としての本来の役割りに対する期待、その2重構造があった。ところが、われわれ



は政治的革新への期待の方にアクセントを置いて、国民の革新自治体に対する期待を革新勢力に対する期待と混同しては行かないと言えないだろう。

つまり、そういう観点から言いますと、市民の方は革新だからこそ保守より厳しく、つまり保守自治体より革新自治体が少しましだという少しまし程度であるならば、市民は革新自治体よりも保守自治体を選択するであろう。そういう意味での革新自治体への期待であったという面についての認識において少しわれわれは不十分であったのではないか。そういう厳しさに欠けていたのではないかという点が第3点の「革新への期待と自治体への期待」の問題点であります。

4. ビッグガバメントか スモールガバメントか

第4番目、レジュメで言いますと5になるわけですが、「ビッグ・ガバメントか、スモール・ガバメントか」ということに触れますと、だからこそ私たち革新自治体は萎縮することなしに今後もやっていかなければならない。今日の革新自治体の状況は、自治体は全国的にそうですけれども、少し最近では萎縮しているのではないか。もちろん財政の危機とか、行政の肥大化とか、行政の役割りの見直しとか、都市経営的な観点に立っての行政の再点検とかいうことはもちろん必要です。しかし、余り小ぢんまりとして、都市経営がうまくいったとしても市民自治が死んじゅうということであっては何の意味もないわけですから。そういう意味で都市経営論をもっと市民自治の活性化という

観点から位置づけし直す、あるいは受けとめる必要があるかと思えます。

したがって、行政の肥大化と言われるのはむしろ国の方であって、中央政府はビッグ・ガバメントです。それをスモール・ガバメントにする必要がある。これは大きな声で言わなきゃならない。しかし、それと同時にその分を自治体のスモール・ガバメント、小さな自治体をもっと公共的な役割りをいろんな分野において広げていくという意味で、自治体はもっとビッグ・ガバメントとして当然だと私は考えるわけです。すなわち、国、地方を通ずる分権の問題、あるいは機能拡大の問題であります。ですから、ビッグ・ガバメントを恐れることはない。いまこそ市民自治本来の理想を実現していくチャンスなんだというふうに考えるならば、いままでの国と地方の行財政関係、そのシステムの転換、いままでのような既得権益を擁護すればいいという3割自治論、つまり分配論にとどまりがちな行財政論、そういうものを乗り越えていく必要があるかと思えます。すなわち、本来の自治体らしい自治体にしていくことがこれからの私たちの非常に大きな課題ではないかと思えます。

したがって、自民党とか保守党がそうであるように、地方で強いものは中央でも強い。地方で弱いものは中央でも弱いんだということをやはり日本の革新勢力は銘記すべきではないかと思うわけです。

4番目の「新しいパラダイムへの2つの道」ではエラスムスの問題を出しております。2つの道というのはどういうことを言いたかったかという、そういう新しい時代への展開、つまり新しい分権システムをつくっていくということが国家権力によってつくられるのか、自治体の下からの総意によって、あるいは市民の理性によってつくられるのか、そういう意味で今日まさに新しいパラダイム——新しい体系とお考えいただいてもいいわけですが——の2つの道が競っているというか、どちらがリーダーシップを握るかという段階に来ていると私は思います。

5. エラスムスの勝利と悲劇

最後に、「エラスムスの勝利と悲劇」という非常に高踏的なことを書いてありますが、これは皆さん御存知だと思いますけれども、ステファン・ツプアイクが1934年のナチのファシズム時代に書いた伝記であります。エラスムスというのは16世紀の人文主義者、オランダの思想家であります。私はこの本が非常に大好きなんです。なぜこんなことを言い出したかという、エラスムスがだした問題というのは、中世のいわばカトリックの狂気といいますか、気遣いみたいな情熱、あるいは封建的な支配に対する異議の申し立てです。そして、中世的な、封建的な古い体制に対して市民としての自立性とか、平和とか、理性とか、ヒューマニズムとか、そういう中世封建的なものに対して公正な市民の理性というものをエラスムスが訴え、それが近代の思想を開いてきたわけです。つまり、いわゆるヨーロッパにおける市民の原形、市民の理想をつくってきたわけです。

しかし、そういうエラスムスの市民の理性が近代を開いていったんですが、その近代が同時に新しい非劇をもたらす。つまり、そのことが逆に近代の、それゆえにこそ人間の対立、エゴの主張、国家の対立、そういう矛盾を近代が新しく内包することになるわけです。そういう意味でエラスムスの新しい市民の理想、調和とか平和とか理性というものが勝利する反面では、新たな悲劇としてエラスムスの思想が存在したということが「エラスムスの勝利と悲劇」であります。

私は、「革新自治体の勝利と悲劇」と「エラスムスの勝利と悲劇」を一緒にして得意になろうとは必ずしも思いませんけれども、しかし、われわれはそういう長いスパンで——長いスパンというのはもっと歴史的な観点で問題を見る必要があるのではないか。簡単に4年に一べんの選挙の勝利と敗北とかいうことではなくて、市民自治の原理の問題として見ていく必要があるだろうと思うわけです。

最後に再びエラスムスの言葉でもって締めくく

りたいと思うのですが、なんか長洲知事に似てきたようですが(笑い)、エラスムスはこう言っております「歴史とは潮の満ち干のように、常にあ

る極からある極に向かう緊張にはかならない」と述べております。という言葉で私の報告を終わらせていただきます。

問題提起 4

都市における政策課題と対応

高槻市企画財政部参事 鈴木 実

最初に高槻市政の政治的な特徴を若干述べてみたいと思います。

高槻の革新市政は現在までちょうど31年続いているわけです。お名前を言ってちょっと恐縮なんですけれども、最初は阪上安太郎氏で、社会党の地方政治局長、衆議院議員をされた方です。その後鈴木、吉田、両氏現在の西島市長と続いているわけですが、2番目に申しました鈴木氏は現在自民党の府会議員でございます。その次の吉田氏は両市長に仕えた助役さんであります。現在の西島市長は自動車運送管理者という仕事を最後に市長になられたきっすいの行政マンであります。

このような状況でありまして、西島市長も社公民(自)というのが推薦母体でございます。まさに関西型といえますか、そういうスタイルであります。一方、議会の勢力は社会9名、公明7名、共産7名、民社4名、無所属革新1名、非所属革新1名ということで40名中29名がいわゆる自民党ないしは保守でない、革新と言えるかどうかは別にしまして、そういう勢力でございます。

それから、市民意識を数字であらわすのはできませんので、1つだけおもしろい数字を挙げたいと思います。過般行われました国勢調査で、高槻市民によるプライバシーを守る会がいろいろ運動いたしましたところ、封筒に密封いたしました提出されましたが、18.7%、恐らくこれは日本一ではないかと思えます。お隣の茨木市が2%未満です。相当な違いがあらわれておるのではないかと。こういうような市でございます。

1. 「新しい市民都市の創造」より —個性ある都市づくり

31年続きました革新市政ですのでさぞかしりっぱであろうとお考えかと思いますが、「革新都市づくり綱領」の3ページの下から8行目に、「地方の時代」を述べた後、「しかし中央政府は中央集権の原則を崩さずに中央の出先機関強化や補助金制度の運用を通じて地方支配の体系化と人的支配を進めています」と書いてありますように、私どもの市にも自治省出身の助役がお見えになっているわけでありまして。そのような実態でして、そういう内容を御理解の上私の御報告をお聞き賜りたいと思います。

それから、地方自治通信の1月号の61ページをごらん賜りたいと思います。私が大島地方自治センター事務局長に依頼されまして、革新都市づくり綱領策定委員の一員をさせていただきました関係上、この原稿を書かせていただきました。

たまたま同じ時期、つまり1980年7月16日に全国市長会の綱領的な文書つまり「提言」と8月6日に全国革新市長会の「綱領」が発表されたわけでありまして。まさに地方の時代にふさわしい発表であります。この61ページの表を見ていただいたらわかりますように、左側がわが革新自治体の綱領であります。右側と左側を対比しまして私の方で図をつくってみましたところ、違いが3つあるわけです。1つは、総括が革新市長会にあって全国市長会にないわけです。これはまさに革新自

治体こそこの地方の時代をつくったという自信のあらわれであると思います。最近非常に革新自治体はだめではないかということが言われますが、実はだめではなくて、地方の時代をつくったという自信をまず持つべきではないかと思ひます。

それから第2番目に、真ん中辺に、新しいビジョンというのを5つばかり書いてあるわけです。「新時代に対応する施策課題」というのが革新自

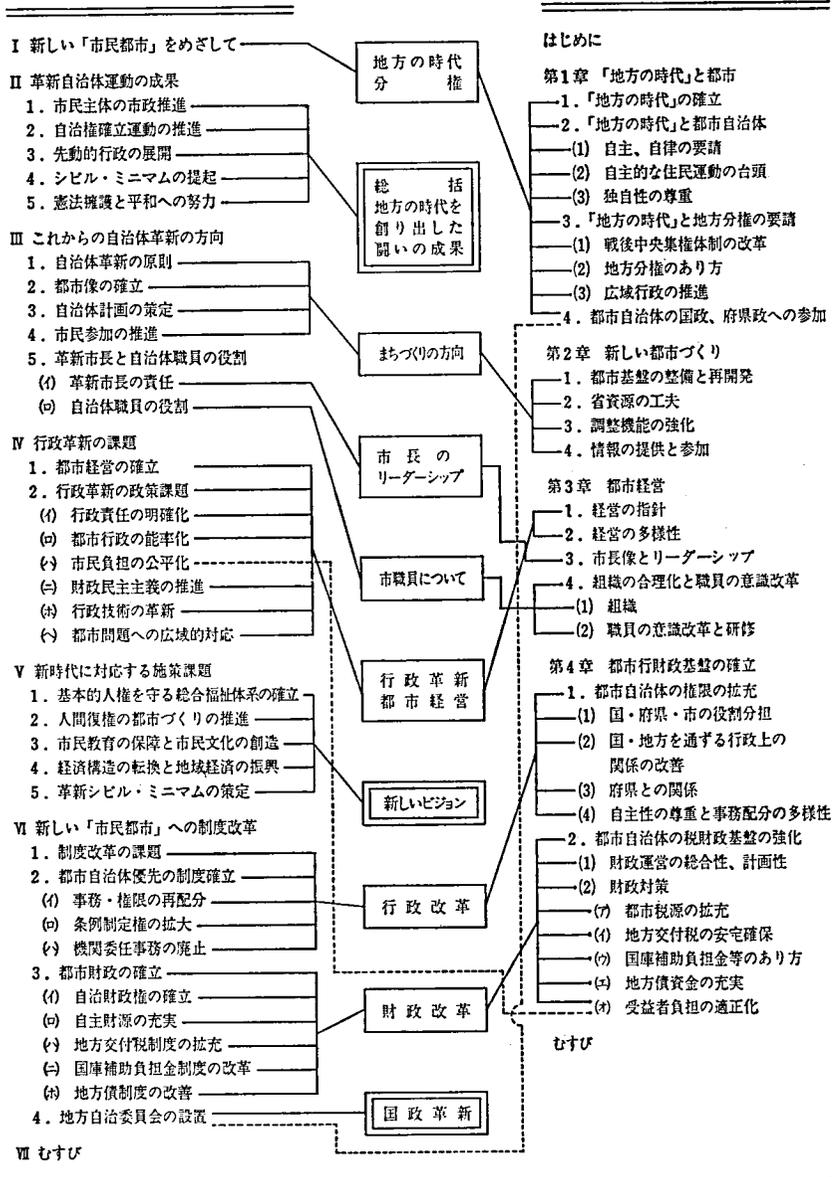
治体綱領の方には5点にわたって述べられておりますけれども、全国市長会の方には何らビジョンがない。もちろん各都市においてはあると思ひますけれども、この提言にはまったくない。私はたまたまこの綱領づくりに参加させていただくと同時に高槻市の基本構想をつくる事務局長的な仕事をさせられまして、たまたまこれが並行的に審議

されましたので、高槻の文書を綱領がいただき、綱領の文書を高槻へ入れていただくという形で私どもの基本構想をつくらったわけでありませう。そういう意味におきまして革新市政綱領の文案の主導的部分は高槻の基本構想に文章化することはできた。問題はこれからこの綱領をどう実現するかというところにあると思ひます。

新しい「市民都市」の創造

表1

「地方の時代」における都市政策に関する提言



全国革新市長会 1980.8.6

決定・発表日

全国市長会 1980.7.16
昭55.

2. 「まちづくり」のための条件整備

それから、「まちづくりのための条件整備」がありますが、高槻市は人口急増によりましてその後遺症で現在財政が危機的状況であります。おそらく数字を挙げれば全国一悪いのではないかといいくらいに悪いわけでありまして。まず人口がどのくらい伸びたかといいますと、昭和40年から45年間の国勢調査を調べますと76.8%ふえているわけです。5年間に約倍ですね。つまりこれは全国第2位であります。全国第1位は高槻の隣にあります寝屋川市です。それから45年から50年にかけては全国1位、43%の増であります。このように人口が急増しましたので小学校、中学校を毎年3ないし5校ずつ建てなければならぬという状況で財政が破綻いたしました。

たとえば、経常収支比率が昭和50年の一番悪いときをとりますと106.5。地方債残高が一番悪いとき、昭和53年ですが、620億円。公債比率は現在もそうなんですが、28%。3カ年平均で20%をはるかにオーバーしているということで例の起債制限を受けているわけでありまして。赤字は現在約25億円、こういう状況であります。

そこでまず「まちづくり」のための条件整備が必要であります。2つ行いました。1つは財政再建であります。これには私ども非常に感心をしたわけでありまして、先ほど申し上げました自治省からお見えになりました助役、この方が非常に有能でございまして、従来の単年度の発想を転換し、3カ年計画を担当部者につくらせるなどの行政手腕を発揮され、恐らくここ数年のうちに好転をするのではないかと思います。

第2番目は、人口急増ストップをしたわけでありまして。ちなみに申し上げますと、昭和50年から55年までの間の人口の伸びは5年間でたったの5,000人程度であります。そのくらいしか伸びていないわけでありまして。どういう人口急増ストップをやったかと申しますと、1つは宅地開発指導要項の強化であります。2つはマンションを規制したわけでありまして。私どもが調査いたしましたとこ

ろ、昭和53年9月ごろの実数で業者が内定しているだけでも8,000戸のマンションが建つというデータが出ました。あわてて市長方針を作成しこれに基づきまして全建設業者を回り、「高槻はお断りいたします」と説得しました。業者の方からは「法律では市の方が負けるぞ」と言われましたが、私どもは「もちろん負けます。負けるけれども、2、3年がんばったらあんたところは困るでしょう。どっちみち2、3年後は認めるのだから、せいぜい裁判なりと何なりとやって下さい。」と。「もっとも家ができてしまってから水を出さへんかったら武蔵野市みたいに裁判さわぎになりますけれども、つくるときに水を1滴も出しませんからセメントを溶くとき、どないしはりますねん」ということで2年間これをストップしまして、現在も20戸以上の集合住宅については認めておりません。そういう「まちづくり」の条件整備をしたわけでありまして。

前の方の財政対策については自治省出向の助役に学ぶことは多かったと思います。しかしながら、後の方については率直に言って自治省をはじめ、いわゆる上位機関は批判的であると思います。やはり法律に準じていくべきではないかという考え方がどうも奥底にあります。従って経営者団体などと話をするときはこうした考え方に基礎をおく人々は高槻市が人口抑制するのは余りよくないというニュアンスの発言も出るわけでありまして。

3. 「まちづくり」のための主体形成

そこで、「まちづくり」の政策を実現していくのに大事なことは、主体をつくることではないかと思うわけでありまして。私どもの市長は行政マンでどうしても政治的な意味における支持団体、例えば強力な後援会などを余りつくらぬ考えでありますし、さらにまた庁内体制も長い間人事課長あるいは市長公室長をやられた方ですので市役所内部では政治的な意味での体制づくりをしておりません。

あくまでも行政ベースであります。

一方、私は高槻市にお世話になる前に枚方市に6年ほど非常勤嘱託、いわゆる市長ブレーンとし



ておったわけです。私がおった時分の枚方市の山村市長は町議・市議・大阪府議といういわばきついの政治家市長でありまして、たとえば庁内で180名の社会党友の会を結成し、あるいは後援会を約2万人組織する。そうしますと庁内で発言する場合でも主な主体が180人おるわけでありますから、何事か起こるといってその人たちが立ち上がるわけでありますから市長の発言はものすごくいきついといますか、下まですとんと入る。町に出ましても、各政党等が文句を言いましても2万人の後援会がおるわけですから、非常に政治的な主体というものをつくるのはうまいわけです。

支援団体から「第3の組織」づくりへ

政治的対応と行政的対応という対比からしますと、高槻市は総体的には行政的対応に秀れている。行政ベースでものごとを進めて行こうというスタイルであります。その間をうめるために第3の組織づくりというのが、自然発生的にできてきているわけです。

1つは、高槻の地方自治研究センターというのが労働組合を中心につくられました。これは私の方の報告は省かせていただきまして後ほど参加者の方から御報告いただきたいと思えます。

2つは、PTA、学校長園長会、市労連、地区労等々が寄りまして対政府交渉を毎年市民運動ということで行っています。ことして6年目になります。いま申し上げたような団体が署名運動をするわけです。たとえば超過負担のこをこうして欲しいとか、体育館の補助率をどのくらいにすべきであるとか幾つかの項目を挙げまして大蔵、自治、厚生、文部へと毎年交渉に行きます。行くに

際して、署名運動をやりますと7万ないし10万の署名が集まるわけです。

さらには労働組合の方の要求で雇用問題を中心とした労使の懇談会をつくろうという形での第3の組織づくりといいますが、従来あるような組織ではなしに、そういったものの動きがあるということでもあります。

そういう中から市民としての意識は非常に高いわけであります。

先に申しましたプライバシーを守る会の運動も、運動メンバーは必ずしも多くないが、その波及効果は実に大きいといういわば革新の土壌があるわけであります。

対政府交渉にしろ、市民参加や職員参加は必ずしも自治省が歓迎しているとは思えません。

以前、財団法人・日本都市センターの講演会に参加したときの話ですが、磯村英一東洋大学学長の司会で「市民参加」が討論されました。そのとき参加された保守市長の多くの方が「市民参加」の重要性を述べられたのに反し、自治省から見えていた講師は否定的見解を出されたことが印象的でした。

やはり、自治省の考え方は、まだそういう段階だと思えます。

自治省から来られた、私どもの助役も市民の前では、「市民参加」の重要性や、対政府交渉の必要性を訴えられますが、心中は、本音とたて前があるのではないのでしょうか。

神戸市の高寄昇三氏が「地方自治の経営」という著書で次のようなことを書いておられます。

「地方財政の危機に直面し、行政実務家の評価が上昇し、あたかも救世主がごとき感があるが、地方財政の危機は財政収支の改善によって解決されるかもしれないが、地方財政の再建が行政経営の政治化という改革を伴って克服されなければ地方財政は地方自治の去勢化というはかり知れない代償を支払うことになるだろう」つまり、財政をてこにして救世主があらわれたと拍手喝采しておりますと、地方自治そのものの去勢化が始まると書かれているわけであります。

わが31年間続きました高槻市政も、「革新自治体内部での革新」というものが常に問われる必要

があるというところがここにあるのではないかと
思うわけであります。

4. 「アイデア」から「長期計画」へ

そこで、最後に現在私どもとしまして2つの点
に取り組んでいるわけであります。

第1点は基本構想にもとづく福祉の体系づくり
です。これを同志社大学の小倉襄二先生等と庁内
チームと共同研究をやってまいります。この場
合の中心はやはり何といっても市民参加、計画決
定段階での市民並びに職員参加というものをや
っていかねばならないという方向でやっていま
す。

第2点目は情報公開と環境アセスメントの問題
であります。環境アセスメントについては、市長、
両助役、企画財政部長と私が入りまして大体週1
回政策会議というのをやってるわけですが、こゝ
で私は自治省からお見えになった助役とおゝむね
次のような議論をしたことを覚えています。「ア
セスメントをつくらう」、「時期尚早だ」という

ことから結局中をとりまして条例でなしに要綱の
方向で時間をかけてつくろうという形になったわ
けです。川崎市は市長のリーダーシップのもと数
ヶ月で条例化されたわけですが、高槻市はそうし
た経過もあり現在市民参加を中心にして学者10名
で審議会をつくって審議しているわけです。

そういうふうには、私の場合は革新自治体の中で
高槻の革新的土壌を大切にしながら現実の行政に
対応する努力をしているわけであります。先ほども
から申されております福祉、参加、分権等々の革新
市長が持つておるスローガン、内実、こういうも
のも最近では言葉だけは保守の方は使いながら、こ
れを消去していこうという動きがあるわけです。
現在「保守の時代」と言われるけれども、保守の
出方というのは、革新がきずいて来た成果や市民
に定着してきた考え方を否定したり、乗っ取る
ということではなしに、革新がつくり出した実績なり
内実をできるだけ、ゆっくり時間をかけて消そう
としているわけでありますから、真正面からの対
決にはならないと思います。結局、一つ一つの施
策を通じて、ねちねちと実績を積み上げていく必
要があるのではないかと常に思っているわけです。

討 論

全国各地からの実践報告及び討論

司会 中央大学教授 横山 桂次

これで基調報告、問題提起が終わったわけであ
ります。時間が限られておまして各報告者が意
を尽くせなかったということが多かるうと思いま
すが、また後で討議の形で補足していただくこと
にしまして、これから会場の方から発言を願うこ
とになります。あらかじめ発言をお願いしてある
方が何人かいらっしゃいます。問題ごとに発言を
関連させて討議ができればというふうを考えてい
るわけですが、まず初めに遠くからお見えになっ

ている方々に発言を
していただいて、適
宜ほかの方々の発言
もお願いするという
ふうに進めてみたい
と思います。

それではまず北の
北海道から釧路の方
が2人お見えになっていますが、富永さんに、釧
路では選挙が敗北をして目下保守政権のもとにあ
るわけですが、その保守政権の中で果敢に抵抗を
やっておられる。ことしの10月の選挙では対立候



補を立てて挑戦するといういわば権力を奪還する運動をいまされておるわけです。革新から保守に移ったその保守政権下での抵抗ぶりについて発言をお願いしたいと思います。

「希望の会」で革新市政の復活を

釧路市(前企画室長) 富 永 厳

私どもの釧路市では3年前の52年10月に保守中道の候補者に敗れまして、3期12年間の革新市政が終止符を打ちました。私どもの市と前後いたしました49年には帯広市、50年には北見市と赤平市、私どもの後で53年には五十嵐広三さんがおられた旭川市、54年の前回の統一地方選挙では室蘭市がそれぞれ革新市政を失いました。したがって北海道の目ぼしい革新市政は壊滅状態であります。このうち、北見と帯広はその後再度保守市長に挑戦いたしました逆で大敗を喫しております。釧路はそういう意味ではまだ元気が多少残っておりますのは、これから挑戦するからであります。

私どもは3年前に文字どおり自己革新に失敗し、マンネリ化、あるいは市民との対話の形骸化といったようなことがたくさんございまして、主体的条件としての体制づくりを怠ったため敗れたということだろうと思います。

もう1つは、これは非常に評価が分かれる点であります。山口哲夫前革新釧路市長は非常にハードな革新であったのではないかと。ハードといたしますのは、社会党公認の市長でありますから、護憲、非武装・中立といったようなイデオロギーがストレートに出てきます。たとえば自衛艦の入港問題に対する態度、あるいは工場誘致条例に対する、きわめて政治的な、ソフトな弾力性を欠いた態度が、印象としては市民全体にトラブルメーカー的なイメージを植えてきた。これが初期の段階はプラスイメージであったものが、中盤以降は相手側から逆用されてことごとくに国あるいは周辺町村と対立し、市内にあっては経済界と対立する、そのような対立、不信、抗争に明け暮れた市政というふうなレッテルを張られまして、何か市民のあきあきムードと一緒に増幅されていった

のではないかと、そのように私どもは反省いたしております。もちろん、私も当時市長のすぐ横にいましたので、いわゆる側近の怠慢あるいは無能といった自分の反省も含めて申し上げているわけです。

さて、でき上がった現在の保守市政下では、市民参加は形骸化しております。計画行政の面では、市街地の真ん中にある刑務所の現地改築を認めました。これは妥協であります。それから、3年間に企業の倒産は史上最高を記録しております。さらに商工会議所会頭が会長をやっている後援会にいろいろと黒いワザが流れております。公共料金は揺りかごから墓場まで全部値上げいたしました。こういうふうな点が挙げられます。

私どもはその中にありましてみんなそれぞれ島流しにされて、このはじかれた連中が集まりまして「おはじき会」というものをつくりまして、(笑)はじかれクラブであります。この会員は終身制になっておりまして、本庁に戻ってもなお会員でありますから私もその会員であります。これが遂次勢力をふやしております。昨年12月に山口市長のもとで助役をやりました山崎さんを市長候補にやると口説き落としました。第1段階は終わったわけです。

今回の選挙はそのようなイデオロギーまる出しの政党主導型から、横浜の市民選挙に学びまして徹底的な市民選挙をやろうということをし合わせて「釧路に希望をつくる市民の会」を—現状は釧路に希望はない、絶望と幻滅とあすへの不安だけだ—という意味を込めて— つくりました。いまいろいろと横浜に学びながらアイデアを市民の中から掘り起こしている最中でございます。

その中で、政策面で私どもいまだに模索中でございます。従来の縦割り政策で網羅主義的に何でもかんでも入れる、生活環境福祉、教育、文化と百何項目も羅列するのをやめまして、むしろ横に生活と福祉、文化と参加ということで横割りに柱



を建ててはどうか。縦の柱ではなくて横の柱でこれを構成してはどうかと考えております。考え方としては単なる70年代の山口市政の継続ではなくて、山口市政を克服し、80年代に新しい波の革新市政をつくるんだ、言葉としてはそういうふうを確認しております。が、具体的に中身をどうするかといった意味ではまだ模索中です。

市長候補自身が「市民に学ぶ」ということを言っております。市民に学びたい。したがって選挙もできるだけ広範な市民を動員できる体制、「横浜燃ゆ」ではないんですが、釧路を燃やせるようなこと、目下の状態は残念ながらぬれぞうきんでありまして、どんなに火をつけても燃える気配はありません。これを乾かさなきゃいけないし、火をつけなきゃならんということで、市内を4地域、24地区に分けながら進めるという方向だけは出ております。いずれにしましても残り9カ月であります。

この闘いはワニ退治と言っております。ワニ退治が成功するかどうか、これから私ども一生懸命がんばりたいと思っておりますが、まだ政策面、戦略面、いろいろな面で未熟でかつ暗中模索という点が多々ございますので今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。(拍手)

司会

どうもありがとうございました。

その次に、革新自治体の後退が伝えられている中で長期政権をずっと続けてこられている仙台の長期政権の問題といいますが、功罪といえますか、何か参考になるようなことがございましたらお願ひしたいんですが。

政策の新しさが長期政権の鍵

仙台市職労委員長 亀岡義昭

私の方(仙台市)では82年1月に選挙があるわけでありまして。いまの島野市長は来年の1月で24年1人でずっと長期政権というか、革新市政を行ってきております。4分の1世紀ぐらいですからその間にはいろいろと時代の変遷とか流れとかがありましたから、一つ一つのことになりますと非常に長くなりますからその辺は省いていきたいと

思います。やはり私たちもこれから1年間市長選挙に対してどう闘っていくかという点で、正直言って模索中であります。

長いということでの利点は、1人だけやっていますから、どこをどうやればいいのか、たとえば政策づくりの場合についても市長を含めて継続的にやっていますからきちっとできるわけです。しかし、どうしてもそれは市民の方から見ると官僚的というか、上から押しつけられるといった構造になりかねません。たとえば、確かに住民参加をやっているものの、町内会長を中心とした、私たちはボス政治というんですが、そういうものがはびこってしまう。またそうでなければそれが選挙のときに有効に働かないということがありますので、真の意味における住民参加がどれだけ追求されたか疑問も残ります。

きのうも自治研の旗開きをやったわけですが、その中で市長も来て職場では革新だ、うちに帰るとおやじの下で保守だ、こういうことでは困るんじゃないかということを書いてました。どうしても地域に帰るとそういう現状がありますから、われわれ自治研センターあるいは市労連が中心になって地域の革新化、地域でのわれわれの活動をどう横に伸ばしていくかということではま考慮しているところであります。

それから、いま1つ悩んでいるのは、革新市政がいかになりっぱであっても、市長個人が魅力あるといっても長期になりますとはげていきますし、あきがきます。年も24年たてばかなり多くなりますから、かなり市民の中にはいろんな問題があるようであります。しかし私たちはいつも選挙で言うのであります。何といたっても長期の市政を支えてきたのは、政策が新しいことだ、こういうふう

に訴えて、その時期、時期における政策を訴えてきたつもりであります。これがどこまで浸透したかはかなり議論のあるところだと思います。



ういう選挙を基本的にやっていくかという選挙戦術とともに、どういう政策を立てて4年間遂行していくのか、このことが大事だと思います。幸い、地下鉄の問題についてはいろいろ議論がありましたが、ルールに乗りました。今度は政令都市の問題がやはり政策論議としては大きな問題になるのではないかと。政令都市の問題を中心にした仙台における地方自治のあり方、あるいは地方政策のあり方、という問題について市民に提起していかねなければならないと考えています。長いから、年だから、あきたからということになりかねませんので、そういう点を留意しながらこれからがんばっていきたいと思います。そういう意味で実は、勉強しに来たわけでありまして、若干まとまりのない話になりましたけれども報告しておきたいと思っています。(拍手)

司会

どうもありがとうございました。

会場の方の中で遠くから来られた方はあとお2人だけ御発言をお願いしたいんですが、高槻市の地方自治研究センターの福岡さん。センターの機能ともう一つ、高槻市の職員参加の問題を中心にして職員の管理職論に触れていただければなおありがたいんですが。

職員参加と市民に開かれた運動を

高槻市地方自治研究センター 福岡 恭雄

実は高槻市で自治センターをつくりましたのは53年11月です。それ以前にすでに各地域で自治研センターがつくられてりっぱな活動をされています。指名されましたので、簡単に、いま私たちがやっている活動の御報告をしたいと思えます。

その前に、私の最大の関心事は自治省の助役をいかに早く、1日でも早く国に帰ってもらおうということです。飛行機代、あるいは新幹線代、どちらでも払うから早く帰ってほしいという気持ちであります。それは、どんなに苦労しても、どんなに回り道をして、自分たちの町は自分たち自身がつくっていかなくちゃだめだ。安易に国の手をかりたりしたらだめだということを非常に強く思っておるからであります。

高槻は、革新首長が誕生してから31年になります。31年になりますと革新首長が誕生する以前の職員はほとんどおりません。ですから革新市政しか知らないわけでありまして。また



市民も、昭和36年当時で旧市民が6万人ぐらいでありますから、34万人のうちほとんどの市民は革新市政の高槻市しか知らないわけでありまして。そういう中でありますからマナーというよりも革新の息吹が、私も含めて職員の中に感じられない。自己革新なんてのも感じられないという状況であります。

これではいかんということで労働組合として自治体革新、自己革新を図っていこう、あるいはいま非常に政策課題、政策闘争が重視されてきている。それを労働組合として取り組んでいかない限り、これからの運動が前進しないだろうということで、一人一人の組合員が、あるいは職員がもっと政策能力を高めていこう、大胆に政策提起をしながら取り組んでいこうということで自治センターをつくったわけでありまして。

センターの役割りとしましては、1つは地域での運動体としての総合資料室的な役割りを持つということでありまして。2つ目は、自治意識を高めるためのいろんな教育活動をやっていこうということです。3つ目は、きれいごとや一般論でなくて、具体的な政策研究と政策提起をしていこう。少しでも自治体改革に役立つような、あるいは運動にとって役立つような政策研究なり政策提起をしていこうということでありまして。

そして、基本は高槻の自治センターは労働組合が結成しているわけですが、労働組合は金を出しても口は出さないということの基本にして、労働組合からも行政からも独立した形で、もっと市民に開かれた活動をしていこうということを基本に置いております。まだ何もできておりません。つくって2年になりますけれども、いろんな試行錯誤を繰り返しながらこれから何とかがんばってい

きたいというふうに思っておるわけです。

同時に私たちはみずからそういうことを目指しながら、市長に対しても職員参加を労働組合として要求し、取り組んできています。いまの市長が5年前に誕生しました。そのときに政策会議の場で市長と話をしまして職員参加を基本的に合意しました。何のための自治体革新か、自治体革新は何を目標にするのかということです。その1つが市内の民主主義の確立あるいは職員参加をどう制度的に保障させていくのか。そして上意下達式の官僚的な行政運営をどう改革をしていくのかというところにあると思います。そのためには一人一人の職員が政策能力を持たなきゃなりませんし、同時に職員参加を制度的に保障させていく中でこそできるんだと思っています。

基本的には合意に達しましてもなかなか運動は思うように進みません。市の方も施政方針、当初予算の編成そのほかいろんな節々に職員参加を求めてきますけれども、情報不足と情報の提供がなかなかされないといった問題、あるいは私たち自身が職員参加にまだなれていないという問題、制度的に保障されていないという問題、さらに組合の中にも職員参加にうかつに乗っかると危ないぞ、当局ペースに巻き込まれるぞというような異論もあったりしてなかなか進みませんが、しかし大きくは動きかかっていると思います。

私たちは、絶えず政策的な問題は当局任せにして、市長の方が考えて提起してきた問題を組合の方がいい悪いをチェックする、そういった受け身の形で自治体革新ができるとは思っていませんし、運動が前進するとも思いません。もう少し私たち自身が積極的にかかわっていく必要があるだろうと思い、市長に職員参加を要求しているわけであります。

同時に、市長に対しても言いたいことがいろいろあるわけでありまして、市長の方もどう労働組合に働きかけていくのかといった方向も必要なのではないかと思います。「革新都市づくり綱領」が革新市長会の方から出されておりますけれども、その中でも労働組合に何を求めていくのか、どういう働きかけをしていくのか、あるいはどうかかわっていくのかということが非常に弱いように思

うんです。そのことも首長には要求していきたいと思います。要求するだけでなしに私たち自身も積極的にかかわる姿勢を打ち出していくことが必要だろうと思います。

同時に、もう少し市民に開かれた形での自治労働運動というのが必要なのではないかというふうに思います。たとえば、最近ワタリが非常に問題にされています。私の経験からいっても問題になるわりには市民に対して反対に論争をふっかけ問題を投げかけていくということがなくて、首長と組合の間だけで話をつけてしまうといった面が強い。もっと市民を巻き込んだ形で討論していく必要があるのではないかと思います。

あるいは公社・公団の問題、第3セクターの問題、コンピューターの問題にしてもそうでありますけれども、行政内部同士だけで話をするんじゃないし、市民も巻き込んでもっと考えていく、もう少し、本当に市になじむのか、なじまないのかということまでも含めて柔軟に考えていく面があってもいいのではないかと。つまり、市民に根ざした運動、市民の中に飛び込んで市民とともに自治体革新をやっていく、そのためには私たち労働組合みずからもそのことができる条件づくりをもう少し考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っておるわけであります。

とりとめのない報告になりましたが、以上で感じたこと、あるいは私たちがいまやっていることの御報告を終わります。(拍手)

司会 ありがとうございます。

東京の三鷹の浜さん、いらっしゃいますね。三鷹市はいま行政と地域住民が一緒になってコミュニティづくり運動をやっているところで、そこでいろいろ市民の方からの突き上げもあるし、あるいは動かない市民もいるということでいろいろ問題も出ているようですが、運動そのものは全体として進んでいるようであります。そういったことも含めて自治労から出た市会議員という立場で、しかも革新首長のもとで仕事をされているという立場で浜さんお話をしてください。

コミュニティ・カルテづくりの推進

三鷹市会議員 浜 ゆ ず る

それでは御指名でございますので若干報告させていただきます。いま、三鷹では基本計画に沿って住民参加、職員参加ということで事業の推進を進めているわけです。ちょうどいまの坂本市長は2期目の後半の折り返しにきたわけです。この基本計画が3年のローリングで15年かけて完遂するというものでして、今年度で一応第1次の実施計画が完成するという事になっており、来年度から第2次に入るわけです。

それに当たりいま、コミュニティカルテの作成をしているわけでありまして。現在住民参加ということで三鷹市を7つのコミュニティ住区に分け、それぞれ住区ごとにカルテを作成します。職員参加の面では、職員をおおよそ4分の1程度、各カルテの作成お手伝いということで任務分けしています。これはあくまで自主参加が目的ですので、行政サイドの強制力、市長からの指示、命令ということではなくて、住民の中に入って一緒にいろいろカルテづくりのお手伝いをする、こういう立場で1年間任命され、いまようやくその最終段階になっているところなんです。

ところが、財政が当初予想していた以上に厳しくて、落ち込みが厳しい。三鷹の場合は幸い不交付団体という状況にあります。いまのところ人件費等の膨脹が非常に激しい。これは、市長が福祉を重点施策にしていますから、福祉にかかわる諸施設が第1次の計画の中で幾つかできてくると当然そのための人件費は上がってくるということになります。

おとといも、保育料の値上げということで多くの市民団体に、市長も審議委員も1日中かん詰めにされるという状況で、市民参加・職員参加というもののいわゆる限界というものがあるのではないだろうか。何でも市民参加、職員参加というのがどこまでかいいの、そういう点で第2次実施計画の策定に当たり当面大きな問題になると思うんです。

それから、三鷹市の場合は議会が少数与党先細

り型になっておりますから、議会運営上市長はいろいろなテクニックを使っており、非常に苦慮しているという状況なわけでございます。

コミュニティの運営については、すべてを住民参加ということで一切市はタッチしない、住民に直接運営させるということを原則にしております。あくまで市側は運営にかかわる補助、助成について予算化していくということです。これも最近いろいろ問題が出ており、その予算が膨脹して歳出に占める割合が非常に多くなってきている。ほかの面とのアンバランスが出てきて、何でもコミュニティ、コミュニティというのはよくないんじゃないかという意見や批判も幾つか支持団体からも出ている状況です。

2期目の革新市政としては何とかやっておりますが、これから先、財政硬直化の問題と、市民から出てくるであろうカルテに基づく要望をどう第2次実施計画に移していくのか。その中で職員参加、市民参加をどうやって実践的に活性化しながらやっていくかという問題が大きな課題であろうと考えておるわけでございます。(拍手)

司会

どうもありがとうございました。

いままで発言された方の共通点は、いろいろな角度から、政党、自治労を中心にした労働組合、あるいは行政がいかに市民に開かれなければならないか、専門家も含めた市民とのいわば共同作業が必要である。そして、その方法の問題をどうするかということも含めまして問題が提起されているような気がします。

ところで神奈川県では大学を中心にした研究者の先生方が連帯の会というのを最近発足させました。横浜の場合はかなり学者、文化人と呼ばれる方々が地域の政治的な民主化という問題については積極的でございます。2月14日にやはりこの会場でシンポジウムを持ちます。組合、政党、あるいは市民団体などさまざまな方に呼びかけて、とにかく連帯の方法についての提起をしていただ



きたいというアピールでございます。やはり全国的に専門家の人々と、プロ集団と言われるような政党とか労働組合、あるいは一般市民まで含めたさまざまな交流なり討議なりがいろいろなレベルで起こる必要があるだろう。きょうここに全国からお集まりいただいたということでもわかるように、機運は全国的に広がりつつあるんだろうと考えます。

それで、あとお二人だけ、地元神奈川県の方から発言をしていただきたいと思うんですが、最初に、神奈川県の中ではきわめて保守的な地域であると言われております県央の秦野市で、秦野が変われば県央が変わる、県央が変われば神奈川が変わるだろうという発想で運動されておられる秦野の諸星さんいらっしゃいますか。

政策協定で新しい実験を

秦野市社会党総支部委員長 諸星 充 司

御紹介いただきました諸星です。実はいま秦野では2月26日に告示、3月8日投票日で市長選挙が行われることになっております。全国からお集まりの皆さんに対して大変ローカルな話で恐縮ですが、秦野は秦野なりの市政ということで1つの実験的な意味も含めて市長選挙を闘ってまして、その報告をさせていただきたいと思っております。

秦野市は神奈川県でも西の方に位置しており、丹沢山ろくのすぐ下、人口が12万4,000の都市であります。有権者数は約7万9,000。世帯数が3万6,000。比較的世帯数が多いのは東海大学がございまして、学生が単身で下宿をしているという特色を持っております。

神奈川県の中でも秦野は昔から有名な政争の町であり、なかなか保守の方も一本化できないという状況下にあります。

先般行われました衆議院選挙の際の各政党別の支持は社会党が第1党で26.7%の得票率です。2番目が自民党で24.6%、3番目が新自由クラブで21.6%、公明党と民社党合わせて、17.6%、共産党が9.2%というのが得票率であります。保守は新自由クラブと自民党を合わせれば46.2%ですか

ら圧倒的に保守色の強いことは事実です。

こういう中で市長選挙が行われるのですが、すでに現在現職の市長を含め4人が立候補の意思表示をしております。また共産党も物色して

いるようですから5名で市長選挙が行われるというきわめて珍しい現象が起きるところです。

第1党の社会党の立場からどう対応すべきか、悩みも多かったわけです。社会党単独で立てようか、あるいは立てるべきだという意見もかなり強いわけであります。しかしながら、現実問題、社会党が26%を確保しているその基盤には、かなりいろいろな要素があり、市会の勢力を見ても社会党の市会議員は2人であり、あとは革新クラブが2人で、これを称して社会党ブロックと言っております。地域の地区労等も内陸工業地帯で精密機械部門が多く、民間が中心の地区労組織になっていま

す。こんなことを踏まえて、一体秦野における革新市政をどうつくろうかということが悩みであったわけです。現在の市長はすでに3期であり、大分高齢であります。4期目に挑戦すると本人は言ってます。私どもは最初は中立的立場をとり、2回目、3回目は社共で、それに政治色は関係なく市長が憎んだという層もあり、反市長派を加え選挙をやってまいりました。2回ともいい勝負までいかずに敗れたという状況です。

こんなことを踏まえてわれわれとしてはひとつ次善の策で秦野に新しい革新市政の実現ができないだろうか、という対応をとってまいりました。

4人の中でも現在の市長には常に反市長という立場を貫いてきましたから、乗るわけにいかない。あと2名の方は完全に自民党です。残る1人はどちらかというと比較的無色の方であり、社会党にもぜひひとつ推薦をしてほしいという要請があった。私どもも無原則な形で提携をするというわけにいかないのです。きちっとした政策協定を結んで、その面で合意ができるならばやろう、こういう態



度をとってまいりました。

あくまでも政策協定を重視して、新しい地域における市政をつくっていく、こういう態度で取り組んでまいりました。

私どもが政策協定の中で何といても3つの原則は貫きたいと提起いたしました。内容は、1つは平和憲法を守って、民主主義を守る市政。2つ目は、長洲革新県政と提携した市政。3つ目が革新市長会の政策を実行する市政、この3点を原則として政策協定を結ぼうと申し入れいたしました。かなりわれわれの主張を、本人だけでなく後援会の人たちを含めて協議をしまして、そのことを含めて、9項目の政策協定を結び、現在推薦候補として社会党が中心になってこの選挙戦を闘おうといま進めているわけです。

ひとつみんな政策を出してみようと10の約束、100の政策を立案して大々的にひとつ市民にアピールしようと考えています。

40歳以下の若者を結集しようという運動を提起し、政策で市民がどう反応するだろうか。言うならば秦野におけるこういう新しい実験が成功するかしないか、大変重要な課題だろうと思っているわけです。(拍手)

司会

どうもありがとうございます。あとお1人だけ指名させていただいて、あと会場及び問題提起者からの自由な討議をお願いしたいと思います。先ほどかなり危機意識を持ってお話しされた川崎の伊藤市長さん、この危機意識は市長の座に座っておられるということから特に感じられるのだらうと思いますが、客観的にも自治省を中心にした動きの中で、この次は川崎を落とすというような動きがあるやに聞いております。つまり、権力を保守から革新へ、革新から保守へというレベルだけで考えるべきではない、とどなたかの発言にもありました。要するに市民の利益になる、市民を中心にした自治体をどうつくるかということでもあります。参加・分権・自治というのはそれ自体が目的である、そういう話でもあります。

そこで、近日中に革新市政10周年の記念行事をされると聞いております川崎の大園さん、10年の総括を手短かにお願いしたいと思うんです。

革新市政10年の総括を

川崎市職労委員長 大園 房雄

昭和46年に伊藤革新が誕生いたしましてことで10年になります。私ども川崎の地区では私どもが加盟している川労協(川崎地区労)と電機労連、同盟の3団体で10周年を記念する集会を準備しているわけです。10周年を1つの節としてきょうのシンポジウムのように新しい段階を目指しての結集集会と位置づけています。東大の篠原一先生に来ていただき新たな提案(講演)をしていただくことが主要になり、伊藤市長が10年を振り返って自己総括を中心に集会が進むと予定になっております。

10年を振り返ってみますと、高度経済成長下で産業優先の国の政策の中で、川崎京浜工業地帯という産業がもたらした公害。これに対して、市民の青い空と白い雲を取り戻そうという運動から私ども革新市政が誕生して10年。最初のときは「明るい革新市政をつくる会」という確認団体を、社共で作ったのですが、2期目はその会と公明党がブリッジをして政策協定をしました。しかし、3期目にはその確認団体も政策協定をしなくとも済む、等距離外交的に民社も含めて、推薦をうけ、保守の方が対立候補を立てることができなかったという状況でありました。けれども、私ども自治体職員、自治労運動を推進する立場としては、政策協定がなし得なかったことについてはいろんな意味で反省をしております。そのことをこの10年を振り返って厳しく総括しなければならないと思っております。

行政内部の中では、市民生活最優先の施策を推進してまいりまして、そのことは高く評価されているわけでありまして、一方、私ども直接行政内部、自治体の職員として見ますと、やはり3期目になりますとどうしても市長のリーダーシップ、手腕、能力というものがかなり前面に押し出されてくる。行政機能の3助役なり機構の内部が、どうしても企画調整局による円滑な調整がなかなかでき得ない。やはり縦割りの国の行政がそのままですから、

どうしても市長のリーダーシップが非常に強く出ます。私も労働組合としましても、職員参加、市民参加という立場でいろんな行政の原局に提起をするんですが、なかなかそれが



市長までに伝わらない。ましてや市長の考え方が私も職員の立場にとってもなかなか理解ができていないという状況も最近は出てきているようです。

特に議会勢力は与党として社会党、共産党、公明党も一応入っていますが、新しく57年秋ごろ分区分がありまして、各党が戦略的にいろんなことがあり、議会の中でも私も自治体職員の労働条件に直接かかわることまで政党が提起してくる。それをそのまま、私も組合の中で議論をでき得ないままに、市民の要求、要望という形で議会で答弁をするというような状況も出てきているわけです。

例としては昼休みの窓口問題等も横浜でも出ていますが、川崎でも公明党が提起をしました。私もいま公明党と非公式に話を進めております。労働組合としても革新伊藤市政をさらに継続発展させるためにどう組合運動の中で職員参加、労働組合の参加、市民権を得る運動をどうやっていったらいいだろうか。川崎も1年前から県本部の指導のもとに研究センターを設置いたし、まだ組織内部の研究所ですが、これを今後広く川崎の市民の人たちに呼びかける運動をやっていきたいと思っています。(拍手)

10年を節にしてさらに一層私どもも努力いたしてまいりたいと思います。

司会

どうもありがとうございました。

それでは、いろいろな問題が提起されていますが、これからの革新自治体というものは選挙レベルから政策レベルに至るまで、いかに市民に開かれるか。政党とか労働組合とかという従来革新自治体を支えてきた組織がいかにして市民と共同作業を進めていく方法・条件をつくっていくか、そういうような問題をとりあえず中心にして

少し討論を進めてみたいと思います。

それで、これから自由な発言をお願いするんですが、皮切りに市民側の立場から、家坂さん、政党なり、労組なりあるいは革新自治体そのもので構わないんですが、市民運動をやっておられる側から御注文なり、御意見ございましたらおっしゃってください。

市民運動家も参加したシンポに

さがみ市民生活会議 家坂 哲男

相模原で市民運動の一端を担ってやっております。何かどぎついことを言った方が印象に残りますので、本日のような労働者の皆さんを中心としたシンポジウムの折に、大体大学の諸先生方が協同されるというルートは確立され、いろいろ蓄積ができていないんじゃないか。来るべき席にはここに新しい市民運動の担い手たちが3分の1ぐらい出席して、いろいろ注文をつけたり、無軌道な発言をしたり、そういう活気に満ちたシンポジウムの方が必ず成果が上がるんじゃないかという実感を持っております。極端な話で申しわけありません。

相模原は今年の市長選挙、単独選挙の先陣を承ったわけですが、結果は現職いわば非革新市長が8万数千を取り、対立候補が2万3,000ぐらいで開きはきわめて大きかったわけです。前回、4年前には一応革新統一候補の松本さんが出ました折は7万対5万でございました。このような開きがどうして起きるのかはいろいろ政治的分析をしなきゃなりませんけれども、市民の意識がそう極端に開いたわけでは決してないわけです。それにはいろいろな要因があると思います。

私ども市民の団体としてはどうやっていいのか、なかなかむずかしい。社会党の方も自主投票ということですから当然ただの市民も自主投票せざるを得ん。政党と名乗ったからには選挙の方針ぐらいははっきり出してもらいたい。立てるのか、立てないのか。立てなければなぜ立てないのか、ほかの団体ならばいざ知らず、政党というものの使命にも関することだと私は思っております。



そういう中でただの市民はどうするか。これは窮鼠猫をかむみたいなのでして、告示間近に以下のような提案をいたしました。市長の単独選挙はやめたらどうか。統一地方選挙の4月

の暖かいときに統一してやったらどうか、こういう提案をいたしました。これは実は神奈川県のような、あるいはきょう御報告になりました高槻のような場合の新しい住民が圧倒的という地方に起きがちな市政に対する無関心さ、だれがなっあって変わりあるまいとか、移ってきたばかりでわかるはずないとか、どうせどっちがとるかはっきりしているとか、そういうことで投票に行かないわけでした、有権者の半数が棄権するという状態が定着化してきております。すなわち50%を割る、この問題はわれわれとして、自治体革新の新段階としてはっといいのであろうか、ただの市民としてはこういうことを横合いから考えたい。

そこで、相模原も40年以降4回の市長選挙と市議会選挙をばらばらにやりましたが、市長選挙の平均投票率は51%、市議会の方の率は68%でございます。この間16%余開いているわけでございます。これを統一してやれば市長選挙も必ず68%に上がるであろう、これは明らかであります。地方選が始まった当初は全く同日選挙でやったわけですが、いま県下でも多くのところがばらばらになっております。

こういう状況をただの市民として見た場合にはめんどうくささもあるし、しかも1月25日という日取りは大相模初場所の千秋楽であって、(笑声)大体6時に投票が打ち切りになる。このときに千代の富士が優勝した。だれも席を立とうとしないわけであります。寒い折から年をとった候補者がせきをしながら選挙をやっているのもみじめでございますから、統一選挙に。そして統一すれば経費だって節減されるわけでございますし、若い、新しい住民が非常に無関心で政治的に低能であるということばかり言っていて、そして免れようとす

るのはむしろ市民のための選挙ではないのではないか、そういう無関心派も参加できるようなルートを回復する、こういう提案をしたわけでございます。

この回答は両候補者から参りましたが、いずれも要領を得ません。自治省に聞いてみる。いまの法令ではそういうことはむずかしいと思うとか、支持者が非常に熱狂的であるために4年を全うせずに2年でおりた場合には裏切りとそしられるとか、御趣旨はよくわかるので市民合意を勝ち取るならば考えましょう。こういうわけでございます。

私は市民の一番手っとり早く参加できるようなルートをどんどんいろいろなところで発見して、回復していったり実現していったりするということがいいと思っております。御批判はいろいろあるうかと思いますが、ただの市民団体としましてはこういう突拍子もない発想を、マンネリズムに陥らないようにやりたい。革新自治体が長年続いていくとすぐマンネリズムと申しますけれども、私どもはちょっと軌道はずして前頭葉で考えるといろいろのけったいな発想が浮かぶわけです。こういうことをてんから階級性が欠けているとか何とかいうことになるとうお話ができません。

こういうシンポジウムがますます充実するためには野放図もない、天衣無縫のいろいろな発案が聞けるようなものに徐々に高めていただきたいと思います。市民団体というのは抵抗団体とか、愚にもつかない保守団体とかいろいろのものがございましてけれども、新しく市民参加を願って真剣にやっている団体もこの頃はいろいろなところにあることは御存じだと思います。開かれた労働運動なり自治体革新のいろいろな動きは、やはり開かれた相手が同席してやった方がよりいろいろの意見が聞けるのではないかと、そんなふうに思います。(拍手)

司会

どうもありがとうございました。

私どもこの企画をしてから今日まで非常に短期間でございまして、会場もやっところを都合したということで、市民の方にはもちろん呼びかけているんですけども、大々的にここへの集まり願うということになると入り切れなくなるという心配もございまして、次回もしこういう企

画を立てるとすれば、いまお話のような、たくさんの方の市民の人たちにも参加していただいて活発にしたいと考えております。

それでは、会場の中から御意見なりあるいは報告者に対する御質問なり、討議をしかけていただける方、ございましたらちょっとお手をお挙げになっていただけませんか。せっかくのシンポジウムですから活発にお話をお願いしたいと思いますですが…。

質問

川崎市民 千葉昭治

川崎に住んでおります一市民としてきょうは参加させていただきました。山内先生のお話に関連しましてちょっと御質問したいと思うんですけども、先生は、このレジメにも書いてありますように、革新自治体とは何か、自治体革新とは何かこの辺を明快にすべきだという御提案のように受け取りました。私、市民としてきょう参加させていただきましたまして思うのは、革新自治体というのは何なのかよくわかりません。自治体革新というのはこうだなとは自分なりにわかってはいると思うんですけども、質問は、両方の言葉を鮮明に御説明願いたいということと、お答えにあるいは入ると思いますが、革新首長でなければ自治体革新はできないのかということをも市民としてちょっと疑問に思いますのであわせてお答え願いたいと思います。その話は若林さんがおっしゃいました、行政にはイデオロギーはきらきらとしない方がいいんだ、ジーンとしみ透ってるようなものでいいんじゃないかというふうにお話されたら私は受け取ったんですけども、そのことにもかかわり合って、革新首長のもとでなければ自治体革新はできないのかということを一市民として御質問いたします。

司会

いまの御質問と関連する御質問、あるいは御意見、ございませんか。

それでは後で私の方からも発言をお願いする方がいらっしゃると思います。とりあえず山内さんにいまの御質問にお答えいただけますか。

答弁

北海道政調査会 山内敏雄

私は1人の市民として地方自治というものをどう受けとめているか、自治体革新とは何なのか、革新自治体とはどうでなければならないか。革新自治体あるいは自治体革新の運動と国政革新のかかわりというものを私はどう考えているかということとを申し上げてみたいと思います。

初めに、地方自治とは何か。地方自治を理解する理解の仕方は、一般的には公法学の解釈理論を肯定的に受けとめる。私も一般論として憲法が保障する地方自治というのは住民自治のことだ。しかし、その住民自治が生き生きとして作用するためには団体の自治が必要だ。住民自治は政治的自治であり、団体自治は法律的な自治だと言われている。しかし、実際問題は国から完全に独立した自治体というものはあり得ない。したがって国との関係は断ち切れない。そこで住民自治と団体自治との統一が相互に充足し合う状況を地方自治の本旨と理解されるべきだ、というのが公法学者の一般的な理論とされているわけです。

私もある意味で理論的に触発されたわけですが、都立大学の赤木先生が「地方自治の本旨とその機能」という論文をかなり古い時代にお書きになりました。その御指摘に、宮沢俊義教授の言う団体自治と地方自治の本旨は不確定概念である。不確定概念だから結果として地方公共団体の組織及び運営に関する事項は法律に基づいてこれを定めるとなっているけれども、逆に法律が先行することにより地方自治の本旨という内容にいかなる意味、内容も盛り込むことができる。そういう点から戦後の地方自治の展開過程を考えてみますと、法律的な自治、団体自治の名において住民自治を押し殺してきた歴史だと言っています。

地方自治というものが生き生きとして作用する、そういう住民自治の内実化を図っていかなければならないだろう、それが自治体革新であり、その自治体革新を非常に容易にしていける立場というのは革新自治体であるというのが私の認識です。

したがって、一般に体制的な側にくみしている方々は、住民自治の有効性をいろいろおっしゃり

ながら結果として団体自治の枠組みの中から出られないだろうということは自明のことだと。そこで地方自治に保守も革新もないという論理は志向しかねるというのが私の立場であります。

このことに関しまして、東大の行政学者の西尾勝先生などは、北海道の地方自治研究所に参りましてこう述べました。宮沢教授が言う国という概念は中央政府と一般に解釈されるように見られる。本来国というのは初めに国民があって、その国民が国民国家を承認するという広義の意味の国と理解されるべきだろう。したがって、その国は、国民国家が中央政府と地方政府を承認するという論理構造で地方自治の本旨というものを理解をしていいんじゃないか、と中央政府が地方自治体を承認するという従来一般に言われる伝來的な考え方に対して批判されております。学問的にはいろいろ問題があるんでしょうけれども、私も西尾先生の考え方は新しい解釈として受けとめていいと思っています。

ただ、これは一般的に地方自治を憲法の解釈という側面から考えていって自分なりに落ちついた先なんです。私はもっと1人の市民としての動物的な感覚からいけば、地方自治とは一体何なんだろう。新しい憲法が地方自治と戦争放棄を新しい条項として取り込んだということ自体非常にわれわれは生きていく上である種の教訓を受けている。それは、平和と民主主義というのは非常に密接な関係にあり、結局平和をつくり上げるには民主主義を徹底しなきゃならない。その場合の民主主義というのは、権利主体である住民の意思を離れて権力が勝手にひとり歩きすることを許さない政治風土を培うということである。そういう政治風土こそ平和に対する有効な歯どめになるのではないか。平和と民主主義はもっとリアルに考えるとすれば、地方自治のレベルから今日の国政で行われるさまざまな制度、政策、私は公的決まりと言ってるんですが、公的約束、公共、あるいは公というものを、住民の生活の側から一つ一つ問いただしていく、異議申し立てをしていくことが自治体改革の重要な「かぎ」になるのではないか。そういう意味で国家権力のひとり歩きを許さないということを進めていくための装置として自治体を位置づ

けるべきではないか。

そうなれば、今日の革新政党の考えている発想や方法には重大な問題はないか。相変わらずの国政改革の志向、もちろんそれ自体重要なことではあるが、本当の



意味で底辺からつくりかえて住民が権利の主体になる、階級的な言葉でいえば労働者が権力の主体になる、そういう状況を動かしたいものとして底辺から組織していくという運動が、必要である。国政をとったときにそこにつながっていけば革新的な政治改革が反革命というようなことで揺さぶられることもないだろう。これは理想的図式を言ってるんだらうと思います。

いずれにしても自治体革新というのは権力にとっては一種の自己矛盾のようなものです。権力に対する疑いの回路をどうやって保障するか、その装置をどう持つかという問題は国政を改革する上で重要なポイントになるだろう、その点が革新政党には率直に言って欠落しているような気がしてならない。

われわれがつくる革新自治体というのは、国家権力という枠組みの中で、市民の権力だな、市民が主人公だなと実感できるような自治体づくりをしなきゃいけない。もちろんそれは言葉の問題としては言い得ても現実の問題としてはむずかしい。そういう意味では自治体革新というのはある意味で終わりなき闘いのです。権力に対する自浄作用をどうやって装置としていくか。そうすると私はいまの体制をお認めになる前提で御議論になれば、あるいは宮沢弘広島県知事のように、長洲知事と並べられてどちらが保守だか革新だかわからないくらい非常にモダンなポーズをとっておられる宮沢さんでも、ぎりぎり決着のところきて、住民の生活に照合させ、公共を疑うというときに土壇場に追い詰められたら宮沢さんの選択はおのずから変わるだろう、そこで保守と革新の決着はつくというのが私の考え方です。

司会

いまのテーマについてもうおひと方、藤沢市長の葉山さん、現職ということを離れて個人的な見解でよろしゅうございます。ちょっと発言してください。せっかく最後までおつき合いいただいたんですから。

答弁

藤沢市長 葉山 峻

革新自治体とは何かという場合に、何と云っても参加の問題があると思います。市民参加も言葉としてはいろいろ言われますけれども、全くそういう点では試行錯誤の歴史でありました。最初のころは市民集会を各地区ごとにやりました。そして局長、部長、課長等まで一緒に行き直接市民の声を聞くということをやったわけがあります。そこで出てくるのは、下水をいつ引いてくれるかとか、学校をいつ建ててくれるかとか、時間も短い問題でいつそれを解決してくれるかということが圧倒的であり、1つの苦情処理がその場でできるというような形が第1の段階でありました。

それだけではいけないということに気がつき、次に各テーマ別に、藤沢の緑を考えると、学校教育を考えると、あるいは学校以外の社会教育とか、校外生活の問題を考えると、テーマ別の市民シンポジウムを片方で設けて、助言者の方々に専門的な意見も伺いながら市民と一緒にやってきました。もう一つは職員の内部を縦割り行政ではなくて、例えば子供の幸せとは何かということで保育園から子供の広場から、全部を職員参加でやっていると職員セミナーをやってきました。その上で藤沢の町づくり綱領といいますか、一つの長期的ビジョンとしての基本構想、それに基づく総合計画、実施計画というのを数年前から始めました。2年の歳月の中で専門委員会と代表者の各部門別の集会、それから各地区別の13地区における市民集会、そこにおける運営委員ということで進めてやってきて、いま、見直しの時期に入っているわけがあります。

そういう中で、ことし地区市民会議を新たに発足していくわけがあります。これのやり方もいままでの10年間やってきた集大成として市民の参加

をどう実現していくかということを試みるわけであります。

その場合に、各地区ごとの運営委員の選び方も、若い者も、中年の奥さんも、そしてお年寄りも、また階層別にもどのよ

うに参加できていくかということは非常にむずかしい問題です。どのように各地域の自治、それがまた市の自治に高まっていくか、このことがこれからの私たちの大きな課題であると思っております。

もう一つは、先ほども申しましたように、地区の勤労者の組織の問題です。県評でも去年2月に藤沢で勤労者の居住者組織ということを取り上げましたが、なかなか一向に進んでいない。この問題は革新市政を生み出したとしても市長のひとり歩きであってはならないわけであり、そのもとにおける強硬な革新の基礎が、それぞれの地域に生き生きとした活動がなければ本当の意味の自治というものはつくり上げていくことはできない、その問題をできるだけ取り組んでいっていただきたい。そして私たちと一緒に新しい自治の創造に向かって歩んでいただきたいと思っております。革新自治体というのは市長のリーダーシップも必要でありましょうけれども、各地域における参加と自治がどのように保障されるか、どうつくり出していくか、そういうことの中で市民とともに歩む姿勢を実現していく、それが一番際立った革新自治体の特徴ではなからうかと思っているわけがあります。(拍手)



司会のまとめ

どうもありがとうございました。

質問された方はあるいはもう少しほかの方々からもお聞きしたいということがおありになるかもしれませんが、かなり要領よくお2人とも説明されておりますのでおわかりになっていただけたも

のとしまして、このテーマについては打ち切らせていただきます。

それで本来でしたらこのシンポジウムを司会者として一応まとめて、形をつけるということになっていたわけです。皆さんいろいろお聞きになっておわかりのように、問題の指摘なり今後の展望をどう開くかということについてまだまだ討論しあるいは議論しなければならないと思います。私どもとしてはこの企画がそういう意味で十分に成功するというふうには初めから欲張って考えてはおりませんで、いろいろな問題が提起され、そしてその所在がはっきりしている。あと、どうそれを実践と結びつけるかということはそれぞれのところで考えていただくという問題であろうということが1つであります。

それからもう1つは、こういう企画は、規模の大小を問わず、いろんなところでやっていきたい。

これは私どもがやる、やらないではなくて、志を同じくする人々がいろんなところでやっていく、そういうきっかけにこのシンポジウムがなれば私どもとしては企画の目的の大部分が果たされることになるのではないだろうかという気がしております。

それで、司会の不手際で自由な討論の時間がつかれませんでした大変申しわけないと思います。発言者の方々も報告について補足をされるということもお考えになっていらっしゃるかと思います。会場の方々の中でもおっしゃりたい方がいらっしゃると思いますが、一応これでシンポジウムを終わらせていただきたいと思います。

どうも長い時間、遠くからおいでいただき御協力をいただいたことを感謝申し上げます。どうもありがとうございました。(拍手)

シンポジウムを終えて

—その後のうごきを中心に—

県自治研センター事務局

1月31日のシンポジウムは盛会裡に終ることができた。シンポジウムを終え、この記録集を編集する間に各地でさまざまうごきが当事務局あてよせられた。いずれも自治体革新をめざす各地域でのうごきであり、そのいくつかを紹介したい。

2月19～20日、北海道自治研究所主催の第4回自治体革新研究会が北見市で開かれた。北海道の革新自治体の状況は基調報告の山内氏の報告(8頁参照)のとおりであるが、その再生をめざして熱心な討論が続けられた。自治体革新の理念、政策づくり、闘いのくみ方と運動の方向などについて、各市の経験をふまえた論議が重ねられた。そして81年の道内最大の政治決算である釧路市長選挙の勝利をめざしてとりくみを強化することをきめ、次回からは自治労道本部主催による会議に発展させることが申しあわされた。

3月8日、神奈川の秦野市長選挙(37頁参照)が行われたが、結果としては新しい実験は成功せず、現職の保守系市長の四選を許す結果に終わった。

牢固とした保守基盤の強さをみせつけられた思いであり、革新自治体の実現のむずかしさを感じさせられた。

4月、大阪の高槻市では自治省出身の助役が自治省に戻ることになった。高槻市の鈴木報告(30頁)や福岡報告(34頁)にあったことが実現されたわけである。自治体革新にとってはきわめて喜ばしいことである。

5月11～12日、自治労北海道本部主催の自治体革新推進会議が釧路市で開かれた。4カ月後の市長選挙をひかえた釧路市では、再選をめざす保守側と、奪還をめざす革新側の一騎打ちの厳しい闘いが進められている。その状況報告をうけながら、自治体革新の主テーマである地域民主主義の確立とその方法などについて具体的な討議が行われた。いままで4回にわたる研究会の成果をふまえ、どう地域で実践化するかがポイントであった。この会議には当自治研センターの他、自治労神奈川県本部、自治労いわき市職から特別参加があったこ

とを附記しておく。

これらの経過を経て、5月16日、自治体革新をめざす「よこはまの会」（仮称）の発起人総会が横浜で開かれた。横浜国大名誉教授宮島肇氏、中央大学教授横山桂次氏、日本婦人有権者同盟副会長大槻勲子さんらのよびかけで、発起人ら約80名が集まり横浜における自治体革新をめざす運動を、市民・学識者・労働者の協働により行おうとするものである。82年の横浜市選挙をにらみながら中・長期的に横浜の自治体革新をめざすこととし、当面5千人の会員獲得を目標におき、7月中旬には結成総会をもつことをきめた。

革新側にとって昨年の衆参ダブル選挙の結果はきわめて厳しいものであった。革新の「冬の時代」などとささやかかれ、保守反動の攻勢が強められてきている。しかし、全国の各地域では、ねばり強い革新再生にむけての努力が続けられている。それは、たんに国政革新のための手段としての自治

体革新ではない、根源的な問い直しでもあり、まさに「自治体革新の新段階をめざして」いるものといえよう。

各地の報告を聞くと、たしかに革新側の混迷は深く、それぞれの地域での悩みも深い。それは「地域政治における政治の行政化」という横山教授が指摘するとおりである。それをのりこえるためには、主権者としての市民の自由な発想のうえに、労働者の地域における市民的自覚がつけ加えられ、両者の協働が行われる必要がある。革新側の従来からもっている狭量さやイデオロギー重視の姿勢を改めることと、自らの問題としての地域生活を政治の主題にとりあげる決意がもとめられている。

（この記録集のうち、渡辺精一神奈川大学教授の開会のことばと、今井清一横浜市大教授の発言が、録音不十分のため記録されなかったことをここに詫言します。）

編集後記



□ 本州ではすでに桜が散り、青葉の美しい季節をむかえているというのに、釧路では寒かった。北海道の札幌はいま桜の季節だと聞いたが、釧路では6月になるという。風が強く、気温は朝が4度、最高でも8度であった。日本列島の長さを痛感させられた釧路での自治体革新推進会議であった。

□ 太陽が東から昇るように、日本で一番早く日が昇るのは北海道の道東地方。その道東の拠

点釧路市では太陽マークをシンボルにした「釧路に希望をつくる市民の会」が革新市政の再現をめざして奮闘中。なぜ革新自治体か、というわかり切っているようでわかっていない命題に解決がもとめられていた。

□ 自治体革新をめざす運動が横浜でも始まるうとして。「よこはまの会」（仮称）の事務局を会が発足するまで当センターに置くことになりテンヤワンヤの忙しさ。それにめげず5月初めに「情報公開に関する意見書」をとりまとめ、新聞にも大きくとりあげられた。自治体革新をめざすためには地味だが政策研究の推進がどうしても必要。会員の積極的協力を期待したい。（上林）

1981年5月25日発行

自治研かながわ月報 第42号(1981年5月号)

発行所 神奈川県地方自治研究センター

発行人 清水嘉治・新田俊三・横山桂次 編集人 上林得郎 定価 1部 200円

〒 231 横浜市中区本町1-7 東ビル 5F ☎ 045(201)1211~3

振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局または自治労県本部にあります。会費月 400円 の半年分または1年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎045 (201) 1211, または自治労県本部 ☎045 (681) 7821 へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」（自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120～150ページ定価350円）が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。